

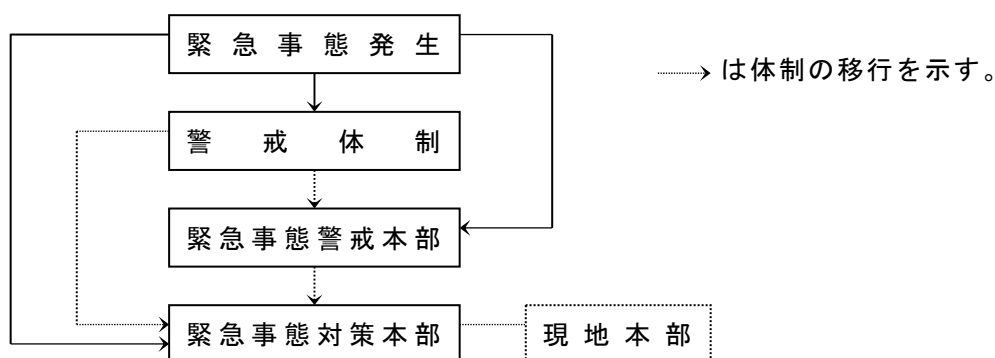
## 第3部 緊急対策

### 第1章 緊急活動体制

#### 第1節 緊急活動体制の概要

事件等の緊急事態の発生のおそれや、発生した場合の規模、被害等の状況に応じて、警戒体制、緊急事態警戒本部又は緊急事態対策本部を設置する。

また、大規模な被害等が発生し、全庁的な対応が必要な場合は、緊急事態対策本部を速やかに設置し、的確な緊急活動体制を確立する。



事件等の緊急事態について、「第5部事件等の緊急事態種別対応計画」で定める対策を実施する。第5部に掲げられたもの以外の事案や、複数の所管区局が関係するなど、対応・対策の意思決定に際して、局間での調整が必要な場合などについては、第3部第1章第5節の機能別チームを参照する。

#### 第2節 警戒体制の早期確立

##### 1 目的

事件等の緊急事態の発生のおそれがある場合又は発生した場合で、被害の程度などが不明な初期の段階において、その後の状況に迅速に対応できる体制をとるものとする。

##### 2 設置基準

関係区局は、本市域内（横浜港港湾区域等を含む。）において又は本市域に被害を及ぼすおそれのある第1部第2章第1節に想定する事件等の緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、その通報等を受けた場合は、直ちに警戒体制を確立する。

また、事件等の緊急事態の種別に応じた設置基準は、「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」において定める。

##### 3 事件等の緊急事態発生の通報・連絡

###### (1) 事件等の緊急事態発生の通報

各区局は、事件等の緊急事態の発生又は事件等の緊急事態の発生のおそれを覚知した場合は、直ちに総務局危機管理室に通報する。

通報連絡窓口	TEL671-2064（総務局危機管理室）
--------	-----------------------

**(2) 勤務時間外の措置**

勤務時間外において、前記（1）の通報又は神奈川県くらし安全防災局、神奈川県警察本部、その他関係機関等から事件等の緊急事態発生の通報を受けた応急対策員は、総務局危機管理室及び関係区局の指名された職員に連絡する。

**4 警戒体制の確立****(1) 関係区局への通報**

総務局危機管理室危機管理部長は、前記3の通報を受けた場合又は神奈川県くらし安全防災局、神奈川県警察本部、その他関係機関等から通報を受けた場合は、関係区局に対して通報し、関係区局は警戒体制を確立する。

**(2) 組織**

ア 警戒体制の責任者は、主たる所管局の原則、副局長等（危機管理責任者）とし、事件等の緊急事態の種別、発生場所に応じて関係区局を指定する。

イ 関係区局は、次により警戒体制を確立する。

(7) 関係局の副局長は、当該局を統括するとともに所属職員を指名して活動にあたる。

事件等の緊急事態の種別に対応した関係局は、「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定めるところによる。

(4) 関係区の責任者は、副区長（危機管理責任者）とし、所属職員を指名して活動にあたる。

なお、事件等の緊急事態発生場所に応じた関係区は、原則として事件等の緊急事態発生区とし、状況に応じて周辺区等とする。

**(3) 措置事項**

警戒体制時においては、次の措置をとるものとする。

警戒体制の措置事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態に関する情報の収集及び伝達</li> <li>2 関係区局及び関係機関等との連絡体制の確保</li> <li>3 関係職員への連絡</li> <li>4 その他事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置</li> </ol>
-----------	--

**(4) 職員の配備、動員**

ア 勤務時間内において警戒体制を確立する場合、総務局危機管理室及び関係区局は、情報連絡等を行う職員を指名し、配備させる。

イ 勤務時間外において警戒体制を確立する場合、総務局危機管理室及び関係区局は、必要に応じて情報連絡等を行う職員を指名し、動員させる。

**5 警戒体制の廃止**

次の場合、警戒体制を廃止する。

警戒体制の廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市・区警戒本部又は市・区本部が設置された場合</li> <li>2 関係区局による事件等の緊急事態の防御活動が完了したと認められた場合</li> <li>3 多数の市民等に対する医療救護、避難の受入れなど緊急対策の必要がないと認められた場合</li> <li>4 事件等の緊急事態のおそれがあった場合で、市域に被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合</li> </ol>
-----------	---

### 第3節 横浜市緊急事態警戒本部

#### 1 目的

市域に事件等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、市本部あるいは区本部を設置するまでに至らない場合は、関係区局が連携し円滑な緊急対策の推進のため、市警戒本部及び区警戒本部を設置する。

#### 2 設置基準

##### (1) 市警戒本部の設置基準

相当の被害等が発生し、又は相当の被害等が予想される事件等の緊急事態で、市本部の設置に至らない場合は、市警戒本部を設置する。

なお、事件等の緊急事態の種別に応じた設置基準は、「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定めるところによる。

##### (2) 区警戒本部の設置基準

区域に相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される事件等の緊急事態で、区本部の設置に至らない場合は、区警戒本部を設置する。

なお、市警戒本部が設置された場合は、関係区は、区警戒本部を設置する。

#### 3 市警戒本部

市警戒本部の設置又は廃止及び運営等については、次に掲げるところによる。

##### (1) 組織構成

市警戒本部長	総務局危機管理室長
構成局	「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定めるもののほか、必要に応じて市警戒本部長が指定するものとし、構成員は構成局の副局長等とする。
設置	1 市警戒本部は、市庁舎5階危機管理センターに設置する。 2 市警戒本部を設置した場合は、直ちにその旨を関係区局及び関係機関等に通知する。また、必要に応じて市警戒本部の設置を報道機関に発表する。

##### (2) 市警戒本部会議

市警戒本部会議の開催	市警戒本部長は、活動方針の決定、緊急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し市警戒本部会議を開催するものとする。
職員の派遣	市警戒本部構成員は、所属職員から緊急対策に係る協議・連絡調整及び情報収集を行うものを指名し、市警戒本部に派遣するものとする。
関係者の出席	必要に応じて緊急活動に関する専門的な意見を聴取するため、事件等の緊急事態の関係者の出席を求めるものとする。

##### (3) 主な対応

主な対応	1 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報収集・伝達 2 市警戒本部構成局及び区警戒本部の職員配備状況の把握 3 その他事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置 4 区警戒本部に対する指示
------	---

## (4) 廃止基準

廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市本部が設置された場合</li> <li>2 緊急対策が概ね完了したと認められる場合</li> <li>3 事件等の緊急事態の発生のおそれがあった場合で、市域に被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合</li> </ol>
------	--

(5) 市警戒本部を廃止した場合は、その旨を報道機関に発表する（市警戒本部を設置したときに報道機関に発表した場合に限る。）。

## 4 区警戒本部

区警戒本部の設置又は廃止及び運営等については、次に掲げるところによる。

## (1) 組織構成

区警戒本部長	副区長
班編成及び地区隊の参加	事件等の緊急事態の種別、規模及び必要とされる緊急活動に応じて、区緊急事態警戒本部長（以下「区警戒本部長」という。）が編成する班及び参加する地区隊を指定するものとする。
設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区警戒本部は、区警戒本部長が定める場所に設置する。</li> <li>2 区警戒本部長は、区警戒本部を設置した場合は、直ちにその旨を市警戒本部長に報告するとともに、区警戒本部の設置構成機関及び区関係機関等に通知する。</li> </ol>

## (2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区警戒本部長は、活動方針の伝達、緊急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催するものとする。</li> <li>2 必要と認める場合は、構成する地区隊長又は消防警戒地区本部長に対し、情報収集・伝達のための職員の派遣を要請するものとする。</li> </ol>
職員の派遣	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区警戒本部を構成する各地区隊長又は消防警戒地区本部長は、区警戒本部長からの要請があった場合又は必要と認める場合は、情報収集のため所属職員から情報収集員を指名し、区警戒本部に派遣する。</li> <li>2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集する。</li> </ol>
関係者の出席	区警戒本部長は、必要に応じて緊急活動に関する専門的な意見を聴取するため、関係者の出席を求めるものとする。

## (3) 主な対応

主な対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報収集・伝達</li> <li>2 区警戒本部及び地区隊並びに消防警戒地区本部の職員配備状況の把握</li> <li>3 その他事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置</li> </ol>
各地区隊及び消防警戒地区本部の対応	所管する緊急活動を実施するとともに、区警戒本部長の緊急対策の指示又は要請に応ずる。ただし、主たる所管局長の命を受け緊急活動を実施するため、区警戒本部長の指示又は要請に応じられない場合は、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

(4) 廃止基準

区警戒本部長は次の場合、区警戒本部を廃止できる。ただし、市警戒本部が設置されている時は、市警戒本部長の了承を得るものとする。

廃止基準	1 区本部が設置された場合 2 緊急対策が概ね完了したと認める場合 3 事件等の緊急事態の発生のおそれがあった場合で、区域に被害の発生するおそれが解消したと認められる場合
------	---

5 市警戒本部と区警戒本部との関係

- (1) 市警戒本部が設置された場合は、事件等の緊急事態発生区及び市警戒本部長が指定する区は、区警戒本部を設置する。
- (2) 区長は、事件等の緊急事態の状況に応じて、市の体制にかかわらず区本部に移行することができる。この場合、市警戒本部長にその旨を報告する。
- (3) 市警戒本部長は、区警戒本部長に対し、必要な体制をとるよう指示できる。

事件等の緊急事態の種別ごとの警戒体制、警戒本部等の設置基準

種別	想定する事件等	主な構成区局 (警戒本部体制)	警戒体制設置基準	
			市警戒本部設置基準	
			区警戒本部設置基準	
テロ事件対策	テロ事件対策	政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、全区及び市警戒本部長が指定する局	1 国内外の情勢から市内においてテロ事件の発生が懸念される場合 2 前記の通報を受けた場合 3 その他、責任者（総務局危機管理部長）が必要と認める場合	1 市内においてテロ事件により人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 2 テロ事件発生により周辺住民の避難が必要な場合 3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合
			1 市警戒本部が設置された場合 2 その他、区警戒本部長が必要と認める場合	
教育施設における事件対策	学校への不審者侵入対策	政策局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局、教育委員会事務局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	地域や関係機関等から不審者に関する情報を得た場合又は近接市において学校に不審者侵入事件が発生した場合など、責任者（教育委員会事務局危機管理責任者）が必要と認める場合	不審者が学校に侵入した場合など、市警戒本部長が必要と認める場合
			1 区内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、区警戒本部長が必要と認める場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合	

立てこもり事件対策	バスジャック事件対策	政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、消防局、交通局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	1 市内でバスジャックする旨の予告等があった場合 2 その他、責任者（市営バス：交通局危機管理責任者、民営バス：総務局危機管理部長）が必要と認める場合
	銃器等を使用した立てこもり事件対策	政策局、総務局、消防局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	1 市内で銃器等を使用した立てこもりをする旨の予告等があった場合 2 その他、責任者（総務局危機管理部長）が必要と認める場合

種別	想定する事件等	主な構成区局 (警戒本部体制)	警戒体制設置基準	
			市警戒本部設置基準	区警戒本部設置基準
感染症対策	新型インフルエンザ等対策	警戒本部体制は設置せず、対策本部体制へ	海外においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない場合（未発生期：前段階）	警戒本部体制は設置せず、対策本部体制へ
	社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）対策	全区局	1 海外において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生国と日本との関係性（渡航状況や地理関係）を勘案すると、国内で患者等が発生する可能性が高い場合 2 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い場合	1 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生地域と本市との関係性（地理関係や往来状況）を勘案すると本市で患者等が発生する可能性が高い場合 2 市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、市内でまん延する可能性が低い場合 市警戒本部が設置された場合

	<p>高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策</p>	<p>健康福祉局、政策局、総務局、国際局、市民局、経済局、こども青少年局、環境創造局、資源循環局、医療局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する区局</p>	<p>1 国内（神奈川県外）において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染が確認された場合</p> <p>2 神奈川県内において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに感染の疑いのある家きんが発見された場合</p> <p>3 横浜市内で高病原性鳥インフルエンザの愛がん 鳥・野鳥への感染が確認された場合</p> <p>4 その他、責任者が必要と認める場合</p> <hr/> <p>1 神奈川県内において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染が確認された場合</p> <p>2 横浜市内において高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに感染の疑いのある家きんが発見された場合</p> <p>3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合</p> <p>市警戒本部長が指定した区</p>
--	---------------------------------------	--	---



家畜伝染病対策	高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策	※高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策については、感染症対策において、一体的に実施する。	
	口蹄疫対策	<p>&lt;警戒体制設置時&gt;                  総務局、財政局、経済局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局及び責任者が指定する区局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内で口蹄疫が発生しかつ拡大のおそれのある場合</li> <li>2 その他、責任者（環境創造局危機管理責任者）が必要と認める場合</li> </ol>
	CSF対策 (豚熱、以下「CSF」という。)	健康福祉局、政策局、総務局、環境創造局、市民局、経済局、資源循環局、道路局及び市警戒本部長が指定する局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内（神奈川県外）において、飼養する豚・イノシシへのCSF感染が確認された場合</li> <li>2 神奈川県内においてCSFに感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合</li> <li>3 横浜市内で野生イノシシへのCSF感染が確認された場合</li> <li>4 その他、責任者が必要と認める場合</li> </ol> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 神奈川県内（横浜市外）において、飼養する豚・イノシシへのCSF感染が確認された場合で神奈川県が行う市域での具体的な業務への協力が必要な場合</li> <li>2 横浜市内においてCSFに感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合</li> <li>3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合</li> </ol>
食中毒対策	大規模食中毒対策	<p>&lt;警戒体制設置時&gt;                  総務局、健康福祉局、発生区及び責任者が指定する区局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 患者の発生が広域にわたり、又は大規模食中毒に発展することが予測される場合</li> <li>2 原因食品の製造、貯蔵、販売等に関して、広域にわたる調査が必要な場合</li> <li>3 発生状況等が特異で、措置等に一元的な対応が必要な場合</li> </ol>

	想定する事件等	主な構成区局 (警戒本部体制)	警戒体制設置基準		
			市警戒本部設置基準		
			区警戒本部設置基準		
毒物・劇物などによる健康被害対策	水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策	政策局、総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、消防局、水道局、発生区及び市警戒本部長が指定する局	1 水質汚染のおそれがあり、取水あるいは給水制限を行う可能性がある場合	2 水質汚染の発生により、取水あるいは給水停止を含む制限を行う場合	
			1 飲料水を起因とする市民の健康被害が発生した場合	2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	
危険動物・有害昆虫などの対策	市立動物園の危険動物逸走事件対策	政策局、総務局、医療局、環境創造局、消防局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	1 市立動物園の危険動物が動物舎から逸走した場合	2 その他、責任者（環境創造局危機管理責任者）が必要と認める場合	
			1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合	2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	
	民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策	政策局、総務局、健康福祉局、医療局、環境創造局、消防局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	1 市内で民間事業者・個人所有の危険動物が飼養施設等から逸走した場合	2 その他、責任者（健康福祉局危機管理責任者）が必要と認める場合	
			1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合	2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合	
			1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合	2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合	3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合

	想定する事件等	主な構成区局 (警戒本部体制)	警戒体制設置基準
			市警戒本部設置基準
			区警戒本部設置基準
環境汚染対策	光化学スモッグ対策	政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、消防局、教育委員会事務局、全区及び市警戒本部長が指定する局	市域に警報が発令された場合
			市域の10箇所以上の測定局で光化学オキシダントの1時間値が0.24ppm以上となった場合 同上
その他の対策	大規模広域断水対策	政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	1 大規模断水が発生した場合又はそのおそれがある場合 2 その他、責任者(水道局危機管理責任者)が必要と認める場合
			1 大規模断水が発生し復旧までに長時間を要する場合 2 その他、市警戒本部長が必要と認める場合 1 区内で大規模断水が発生し復旧までに長時間を要する場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
	大規模広域停電対策	政策局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局、発生区及び市警戒本部長が指定する区局	1 大規模広域停電の発生のおそれがある場合 2 大規模広域停電が発生した場合 3 その他、責任者(総務局危機管理部長)が必要と認める場合
			1 不特定多数の者が集まる商業集積地域で発生した場合 2 復旧までに長時間を要する場合 3 その他、市警戒本部長が必要と認める場合 1 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 2 その他、区警戒本部長が必要と認める場合

## 第4節 横浜市緊急事態対策本部

### 1 目的

事件等の緊急事態が発生した場合、市本部を速やかに設置し、住民の救助やその他の業務の遂行にあたるなど、被害等の発生を最小限にとどめることが必要である。このため、大規模な事件等の緊急事態が発生した場合は、市本部及び区本部を設置し、対策を強力に推進する。

また、事件等の緊急事態の発生状況に応じて現地本部を設置する。

### 2 市本部及び区本部の設置

#### (1) 市本部の設置

設置基準	<p>市長（市長が登庁できない場合は、第2部第3章第1節3「早期体制確立のための代理者の事前指定」による代理者）は、次のような場合において、市本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害等の程度が大規模である事件等の緊急事態が発生した場合</li> <li>複数の区局で対応する必要があると認められる大規模な事件等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合で、その事件等の緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがある場合</li> <li>その他、市本部長が必要と認める場合</li> </ol>
構成局	<p>事件等の緊急事態の種別及び必要とされる緊急対策を考慮して、「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める市本部構成局を原則とし、必要に応じて市本部長が追加する。また、必要に応じて機能別チームを編成する。</p>
設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>市本部は、市庁舎5階危機管理センターに設置する。</li> <li>市本部長は、市本部が設置された場合は、直ちにその旨を各局長、各区長、関係機関等に通知する。また、市本部の設置を報道機関に発表する。</li> </ol>

#### (2) 区本部の設置

設置基準	<p>関係区の区長（区長が登庁できない場合は、区本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）は、次により、区役所（各区総合庁舎内）に区本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>区域において事件等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、その事件等の緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがある場合</li> <li>市本部から設置の指示があった場合</li> <li>市本部が設置された場合</li> </ol>
設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>区本部は、区本部長が定める場所に設置する。</li> <li>区本部長は、区本部を設置した場合は、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区関係機関等に通知する。</li> <li>区本部が設置された場合は、区本部入口に区本部の標示を掲出する。</li> </ol>

## (3) 現地本部の設置等

現 地 本 部 の 設 置	市本部長は、事件等の緊急事態の規模及び態様により、現地において緊急対策を推進する上で必要であると認めた場合は、市副本部長、市本部員その他の職員の中から、現地本部長及び現地本部員を指名し、現地又はその周辺の施設に現地本部を設置する。
------------------	---

## 3 市本部及び区本部の廃止

市 本 部 の 廃 止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市本部長は、事件等の緊急事態の発生後、市域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めた場合又は応急対策がおおむね完了したと認めた場合には、市本部を漸次縮小し廃止することができる。</li> <li>2 市本部長は、市本部を廃止した場合は、直ちにその旨を各局長、各区本部長、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。</li> </ol>
区 本 部 の 廃 止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部長は、事件等の緊急事態の発生後、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めた場合又は応急対策がおおむね完了したと認めた場合には、区本部を漸次縮小し廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。</li> <li>2 区本部長は、区本部を廃止した場合は、速やかに、その旨を市長(市本部長)に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知する。</li> </ol>
現 地 本 部 の 廃 止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市本部長は、被災現地において事件等の緊急事態が拡大するおそれが解消したと認めた場合又は応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、現地本部を廃止することができる。</li> <li>2 市本部長は、現地本部を廃止した場合は、直ちにその旨を各局長、関係区本部長、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。</li> </ol>

## 4 運営等

## (1) 組織及び職務権限

市 本 部	市 本 部 長	市本部長は、市長をもって充てる。 市本部の事務を統括し、緊急活動の実施にあたり必要な指揮命令を市副本部長、各局長及び現地本部長に対し行うとともに、必要に応じて協定締結機関、関係機関等に対し応援の要請を行うものとする。
	市 副 本 部 長	市副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。 市本部長を補佐し、市本部長に事故がある場合、又は市本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。
	対 策 部 長 等	機能別チームを編成した場合、対策部等を統括して、必要な指示を行う。統括調整部長、応急対策部長、被災者対策部長、復旧対策部長は、危機管理監及び副市長をもって充てる。

	各 局 長	市本部長の命を受け本部の事務に従事するとともに、所管する緊急対策の実施にあたり各局の所属職員に対して、必要な指示をする。
	危機管理 情報補佐官	政策局政策調整担当理事をもって充てる。危機管理監を補佐し、市本部の広報・報道の責任者として、市民等に対して広報する情報の選択、広報時期、利用する媒体、発信者等の決定及び総合的な活動、対応方針の決定を行う。
	各局副局長	局長を補佐し、局長に事故がある場合、又は局長が欠けた場合は、その職務を代理する。
	チ ャーム長	原則として、部長級以上の職員。機能別チームを編成した場合、当該チームを統括し、チーム員の活動・対応方針案を策定する。
	チ ャーム員	活動・方針案を策定し、チーム長を補佐する。
	各局班長 (課長)	局長の命を受け、所管する緊急対策の実施にあたり班員に対し必要な指示をするものとする。
	班 員 (係長、職員)	班長の指示に従い、所管する緊急活動を実施するものとする。
区 本 部	区 本 部 長	区本部長は、区長をもって充てる。 区本部の事務を統括し、緊急対策の実施にあたり必要な指揮命令を区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対し行うとともに、各地区隊長及び消防地区本部長に必要な緊急対策を指示し、又は要請する。また、必要に応じて区内の協定締結機関、関係機関等に対し、応援を要請する。
	各 地 区 隊 長 及 び 消 防 地 区 本 部 長	所管する緊急活動を実施するとともに、区本部長の緊急対策の指示又は要請に応ずる。ただし、各地区隊長及び消防地区本部長は、各局局長の命を受け緊急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられない場合は、区本部長に対しその旨を通報する。
	区 副 本 部 長	区副本部長は、区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、消防署長及び水道局水道事務所長をもって充てる。 区本部長を補佐し、区本部長に事故がある場合又は本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。
	各 班 長	区本部長の命を受け、所管する緊急対策の実施にあたり班員に対し必要な指示をする。
	班 員	班長の指示に従い、所管する緊急対策を実施する。
現 地 本 部	現 地 本 部 長	現地本部長は、市副本部長の中から市本部長が指名する。 市本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、現地の区本部長と連携して、緊急対策を講じる。
	現 地 本 部 員	現地本部員は、市本部員、その他の職員から市本部長が指名する。現地本部長の指示に従い、所管する緊急対策を実施する。

## (2) 運営

## ア 市本部

機能別チームの運営	<p>1 機能別チームの組織</p> <p>(1) 対策部等 局横断的な業務を組織的かつ迅速に対応するため、副市長を長とする3つの対策部と危機管理監を長とする統括調整部を編成する。</p> <p>(2) 機能別チーム 対策部等の下に、複数局を統合した機能別チームを設置する。</p> <p>2 関係職員の派遣 各局は、関係するチーム長及びチーム員を派遣する。</p> <p>3 チーム間の連携 各チームは、それぞれが迅速かつ的確に対応方針決定等を行えるよう相互に連携するものとする。</p> <p>4 チームと局の協力 チーム構成局以外の局は、チームから方針決定等のため協力等を求められた場合には、速やかに応じるものとする。</p> <p>5 事態等の緊急事態の種別及び規模等により必要なチームを招集し、当該チームの役割が終了した時点で解除する。</p>
本部会議	<p>1 市本部長は、市本部を設置した場合は、対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。</p> <p>2 市副本部長及び各局局長は、市本部会議室に参集し、各局の配備体制と緊急措置事項等を市本部長に報告する。</p> <p>3 本部会議には、必要に応じて、自衛隊、神奈川県警察、横浜海上保安部等関係機関の出席を求める。</p>
幹部会議	<p>1 市本部長は、対応方針等を迅速に意思決定するため、幹部会議を開催する。</p> <p>2 構成員は、本部長、副本部長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、消防局長、危機管理情報補佐官、危機管理室長とし、必要に応じて関係局長・区本部長等を指名することができる。</p>
連絡調整会議	<p>1 各局、各チーム及び各区本部間の情報共有や必要な連絡調整を行うため、連絡調整会議を開催する。区本部は必要に応じて会議に参加するものとする。</p> <p>2 構成員は、各局副局長又は総務課長、区副本部長又は総務課長とする。</p>
関係職員の派遣	<p>各局は、情報収集員1名以上を市本部に派遣するとともに、関係するチームが編成された場合は、チーム長又はチーム員を派遣する。</p>
代理・代決	<p>市本部長、市副本部長、局長、班長（隊長）等が不在等の場合の代理、代決については、別に定めた順位、方法等により行う。</p>

## イ 区本部

活動事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部長及び関係機関等から被害情報等の提供を受け、区域における総合的かつ適切な緊急対策を実施する。</li> <li>2 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告するものとする。</li> <li>3 地区隊及び各局出先機関は、区域における被害状況について判断し、必要な場合には、区本部に連絡員を派遣する。</li> </ol>
区本部会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催する。</li> <li>2 区本部会議構成員は、区本部会議が開催された場合は、直ちに区本部室に参集し、各班（各隊）の配備体制と緊急措置事項を区本部長に報告する。</li> <li>3 区本部会議には、必要に応じて事件等の緊急事態の発生施設の関係者の出席を求める。</li> </ol>
代理・代決	区本部長、区副本部長、班長（隊長）等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

## ウ 現地本部

現地本部長は、市本部の指示により、発生地 of 区本部及び関係機関等と連携して、次の事務を行う。

現地本部の実施事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害等の情報、対応、支援状況、復旧状況の把握</li> <li>2 市本部、国、神奈川県、関係機関等との連絡調整</li> <li>3 緊急を要する緊急対策の実施</li> <li>4 その他必要な事項</li> </ol>
-----------	---

## 第5節 組織及び事務分掌

市・区警戒本部及び市・区本部の組織及び事務分掌は、原則として「1 市・区本部の組織」、「2 市本部の事務分掌」及び「3 区本部の事務分掌」に掲げる図表によるものとする。

市本部長又は市警戒本部長は、事件等の緊急事態の種別、規模及び必要とされる緊急対策に応じて、構成局を定めるものとし、指定された局の局長は、局内の必要な部署に班を設置する。また、市本部長は事件等の緊急事態の種別等に応じて、必要な対策部等を編成し機能別チームを設置する。

区警戒本部及び区本部の組織構成は、事件等の緊急事態の種別及び必要とされる緊急対策に応じて、区警戒本部長及び区本部長が班の設置などを定めるものとする。

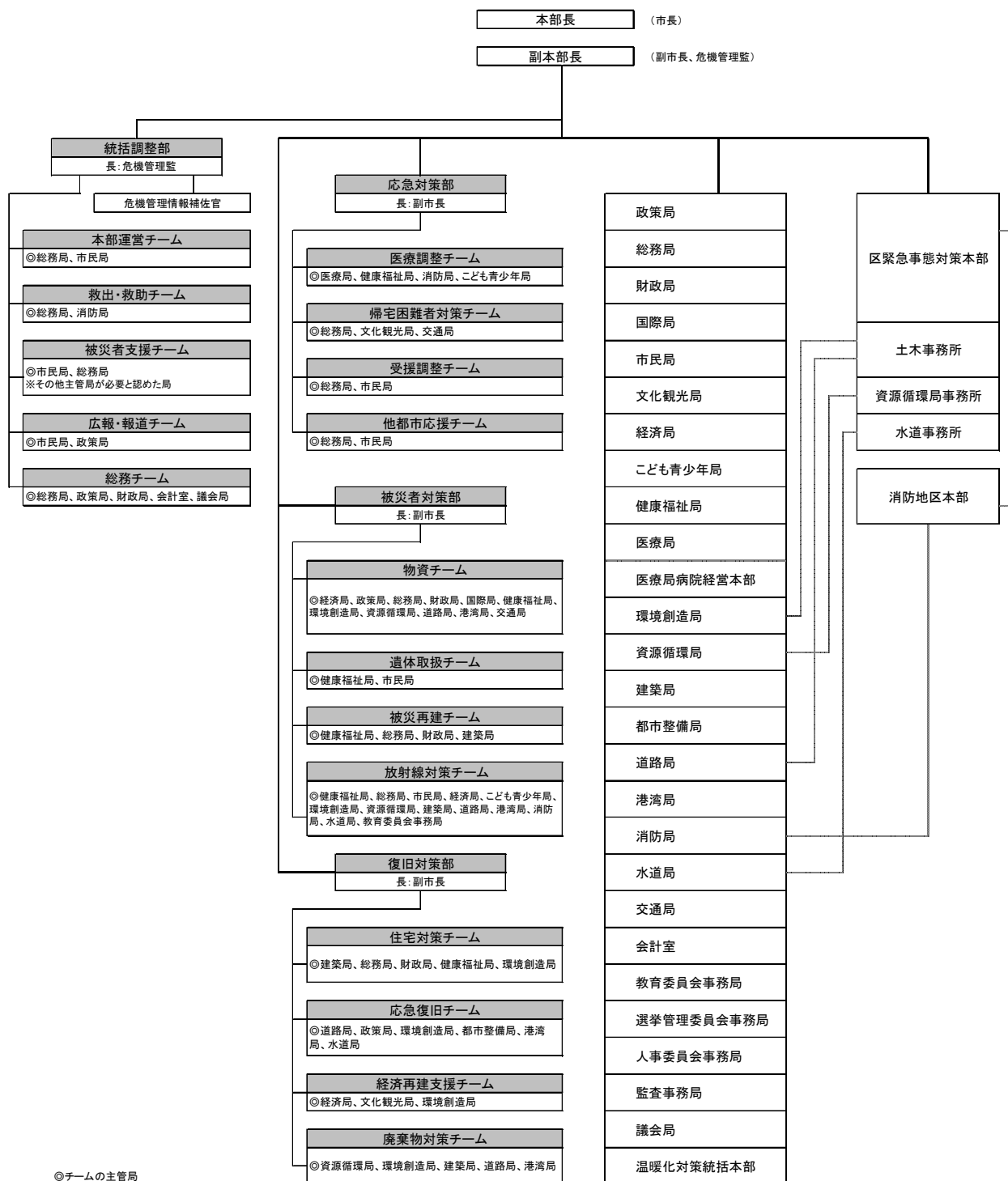
各局及び区本部は、市本部長が特に必要と認めるときは、特命による事項を行うものとする。



1 市・区本部の組織

市・区本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

横浜市緊急事態対策本部 組織図



※ 各チームは、事件等の緊急事態の種別又は必要とされる緊急対策に応じて設置

## 2 市本部の事務分掌

## (1) 各部の組織及び事務分掌

## ア 統括調整部

## (7) 本部運営チーム

構成局	班	事務分掌
総務局 (主管局) 市民局	統括・情報班	1 市本部の設置及び運営に関すること。 2 市本部全体の活動集約及び本部長指示等に関すること。 3 統括調整部の総合調整及びチームの統制に関すること。 4 本部会議、幹部会議、連絡調整会議及び緊急対策チーム会議の開催に関すること。 5 広域的な避難に関すること。 6 事件等の緊急事態の情報及び被害情報等の収集・整理・伝達に関すること。 7 各区本部、各局、各チーム及び関係機関の災害対応状況等の集約及び連絡調整に関すること。 8 防災関係機関や危機管理室所管の協定締結機関等への協力要請に関すること。 9 業務継続計画に関すること。 10 市本部動員者の受入れに関すること。 11 統括調整部及び本部運営チームの庶務に関すること。 12 横浜駅情報連絡本部に関すること。 13 防災行政無線の統制及び通信機器等の保全に関すること。 14 災害救助法に関すること。 15 その他特命事項に関すること。
	運用調整班	1 事件等の緊急事態の情報及び被害情報の把握・整理に関すること。 2 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 3 自衛隊、警察、海上保安庁等防災機関との連絡調整に関すること。 4 各種輸送手段の調整に関すること。 5 救出・救助チームとの連携に関すること。 6 帰宅困難者チームとの連携に関すること。

## (イ) 救出・救助チーム

構成局	事務分掌
総務局(主管局) 消防局	1 救出・救助活動及び行方不明者捜索、その他各種支援に係る自衛隊、神奈川県警察及び海上保安庁との調整に関すること。 2 米軍及び海外救援部隊等の受入れ及び活動調整に関すること。 3 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関すること。

## (ウ) 被災者支援チーム

構成局	事務分掌
市民局(主管局) 総務局 ※その他主管局が 必要と認めた局	1 被災者状況の全体把握等に関すること。 2 区本部が行う被災者支援業務の後方支援(被災者支援にかかる市本部のチーム間又は局間の調整を含む。)及び被災者支援に係る区本部間の調整に関すること。

## (イ) 広報・報道チーム

構成局	事務分掌
市民局（主管局） 政策局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 事件等の緊急事態の関連情報の広報の実施に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態の関連情報の記者発表に係る統制及び総合調整に関すること。

## (オ) 総務チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 政策局 財政局 会計室 議会局	1 総務業務の全般統制に関すること。 2 市会対応（議会運営）に関すること。 3 財源確保、予算執行支援に関すること。 4 利用可能な市有地等の確保と利用調整に関すること。 5 利用可能な市管理の公共建築物の確保と利用調整に関すること。 6 現金調達に関すること。 7 その他、市本部における市政運営の調整に関すること。

## イ 応急対策部

## (7) 医療調整チーム

構成局	事務分掌
医療局（主管局） 健康福祉局 消防局 こども青少年局	1 医療・保健活動に係る総合調整に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、神奈川県等関係機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 4 医療救護隊の配置調整等に関すること。 5 他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健職員等の受入れ・運用調整に関すること。 6 避難所等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。 7 被災者の心身の健康保持及び疾病予防に関すること。 8 広域搬送も含めた患者の搬送・転院に係る調整に関すること。 9 医薬品等の供給調整に関すること。

## (イ) 帰宅困難者対策チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 文化観光局 交通局	1 帰宅困難者対策の全般統制に関すること。 2 主要駅及び周辺の滞留者の状況把握に関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の開設及び受入状況の把握に関すること。 4 帰宅困難者一時滞在施設への人的・物的支援の調整に関すること。 5 パシフィコ及びアリーナの開設及び運営に関すること。 6 帰宅困難者の輸送調整に関すること。

## (ウ) 受援調整チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 市民局	1 受援に係る総合調整に関すること。 2 各区本部及び各局の受援ニーズの把握に関すること。 3 他都市への応援職員の派遣要請及び連絡調整に関すること。 4 応援職員の受入れ及び配置に関すること。 5 応援職員の宿泊等の調整に関すること。 6 個別の協定等に基づき他都市から直接応援を受ける水道局、健康福祉局及び資源循環局等の受入状況等の把握に関すること。 7 職員の動員状況の集約に関すること。 8 区等への市・区職員の応援派遣に関すること。

## (エ) 他都市応援チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 市民局	1 他都市の状況、被害情報及び被災者情報等の収集・整理・伝達に関すること。 2 各区・市本部各局及び関係機関の他都市応援状況の集約に関すること。 3 各区・市本部各局、関係機関、被災自治体、被災地における事務所との他都市応援に関する連絡調整に関すること。 4 派遣可能な職員の人数、物資の種類・数量、その他の応援規模及び開始時期の調整に関すること（ただし、専門性の高い業務で所管部署において対応すべき派遣項目を除く。） 5 被災地における事務所の設置に関すること。 6 各受入施設所管部署への受入施設の開設と被災者受入れの指示に関すること。 7 各受入施設を通じた被災者への各種行政支援情報の提供に関すること。 8 受入施設から安定的に自立して生活できる住宅等（市営住宅等）への入所あっせんに関すること。 9 受入施設情報（開設期間、設備等）の発信調整に関すること。

## ウ 被災者対策部

## (7) 物資チーム

構成局	事務分掌
経済局（主管局） 政策局 総務局 財政局 国際局 健康福祉局 環境創造局 資源循環局 道路局 港湾局 交通局	1 物資に係る全般統制に関すること。 2 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関すること。 3 備蓄物資の供給に関すること。 4 国、県及び他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。 5 物資の配分・供給に関すること（給水作業に関するものを除く。） 6 被災者の物資ニーズの全市的集約に関すること。 7 米軍からの救援物資の受入れに関すること。 8 海外都市・各国大使館からの救援物資の受入れに関すること。 9 物資輸送に係る自衛隊への支援要請・調整に関すること。

## (イ) 遺体取扱チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局（主管局） 市民局	1 火・埋葬に関する総合調整に関すること。 2 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。 3 遺体の検案処置に係る連絡調整に関すること。 4 神奈川県警察・葬祭業者等との調整に関すること。 5 広域火葬に係る連絡調整に関すること。 6 身元不明遺体の取扱いに関すること。

## (ウ) 被災再建チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局（主管局） 総務局 財政局 建築局	被害調査、義援金に係る全般の調整に関すること。

## (エ) 放射線対策チーム（放射性物質災害対策のための市本部設置時を除く。）

構成局	事務分掌
健康福祉局（主管局） 総務局 市民局 経済局 こども青少年局 環境創造局 資源循環局 建築局 道路局 港湾局 消防局 水道局 教育委員会事務局	1 市の放射線対策の基本的事項の協議と調整に関すること。 2 放射線量の測定とその結果に伴い必要となる対応の協議と調整に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、チーム長が必要と認める事項の協議と調整に関すること。

## エ 復旧対策部

## (7) 住宅対策チーム

構成局	事務分掌
建築局（主管局） 総務局 財政局 健康福祉局 環境創造局	1 住宅対策に係る全般統制に関すること。 2 応急仮設住宅の供給・維持管理・居住支援に関すること。 3 住宅の応急修理・障害物の除去に関すること。

## (イ) 応急復旧チーム

構成局	事務分掌
道路局（主管局） 政策局 環境創造局 都市整備局 港湾局 水道局	1 通行情報の提供に関する事。 2 港湾岸壁の使用可能情報の提供に関する事。 3 ライフラインの復旧工事の情報提供に関する事。

## (ウ) 経済再建支援チーム

構成局	事務分掌
経済局（主管局） 文化観光局 環境創造局	1 中小企業災害関連融資に関する事。 2 農林漁業災害関連融資に関する事。 3 観光の復旧支援に関する事。

## (エ) 廃棄物対策チーム

構成局	事務分掌
資源循環局（主管局） 環境創造局 建築局 道路局 港湾局	1 廃棄物の収集運搬・処理処分に関する事。 2 廃棄物の仮置場の設置に関する事。 3 仮設処理施設の設置に関する事。

## (2) 各局の組織及び事務分掌

## ア 政策局

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関すること。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 局関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>6 局緊急対策活動の集約に関すること。</li> <li>7 局内職員の動員に関すること。</li> <li>8 局内職員の厚生に関すること。</li> <li>9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。</li> <li>10 所管施設の管理保全に関すること。</li> <li>11 政策局報道班の広報・報道チームへの派遣に関すること。</li> <li>12 本部運営チームへの支援職員の派遣に関すること。</li> <li>13 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>14 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
秘書班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 市長公舎の管理保全に関すること。</li> <li>3 見舞者の接遇に関すること。</li> </ol>
報道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 事件等の緊急事態関連情報の発表に係る総合調整に関すること。</li> </ol> <p>※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動</p>
東京プロモーション本部班	国会、各省庁、各地方自治体、その他諸機関との連絡調整に関すること。
大学調整班	公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」という。）との連絡調整に関すること。
基地対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在日米軍の情報収集に関すること。</li> <li>2 在日米軍との連絡調整に関すること。</li> </ol>
その他の班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特命事項に関すること。</li> <li>2 その他の所管事項に関すること。</li> </ol>

## イ 総務局（ただし、危機管理室は本部運営に関することを所掌）

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関すること。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 局関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>6 局緊急対策活動の集約に関すること。</li> <li>7 局内職員の動員に関すること。</li> <li>8 局内職員の厚生に関すること。</li> <li>9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。</li> <li>10 本庁舎の管理保全に関すること。</li> <li>11 所管車両の保全に関すること。</li> <li>12 輸送業務に関すること。</li> <li>13 重要文書及び公印の保全に関すること。</li> <li>14 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。</li> <li>15 他都市職員の受入れ等に関すること。</li> <li>16 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
ICT 基盤管理班	情報システムの活用・調整に関すること。
情報システム班	電算システムの保全に関すること。
人事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員状況の集約に関すること。</li> <li>2 職員の被害状況の集約に関すること。</li> <li>3 他都市応援職員の受入れ及び配備計画に関すること。</li> <li>4 職員等のローテーション計画に関すること。</li> </ol>
職員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与に関すること。</li> <li>2 職員配備に伴う勤務条件等に関すること。</li> <li>3 職員の厚生に係る連絡調整に関すること。</li> <li>4 公務災害補償に関すること。</li> </ol>
人材開発班	横浜市研修センターの管理保全に関すること。
共済組合班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共済組合の資産保全に関すること。</li> <li>2 共済組合の電算システムの保全に関すること。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 年金等給付業務に関すること。</li> <li>5 住宅に係る災害貸付、その他組合員への貸付けに関すること。</li> </ol>
職員厚生会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設及び施設利用者の被害状況の集約に関すること。</li> <li>2 職員厚生会の資産保全に関すること。</li> <li>3 職員厚生会の電算システムの保全に関すること。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 固有職員の安否の確認及び罹災状況の把握に関すること。</li> <li>6 施設の復旧計画の策定に関すること。</li> <li>7 被害会員への給付業務に関すること。</li> </ol>
その他の班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特命事項に関すること。</li> <li>2 その他の所管事項に関すること。</li> </ol>



## ウ 国際局

班	事務分掌
庶務班	1 局の庶務に関すること。 2 局内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 局関連被害状況の集約に関すること。 6 局緊急対策活動の集約に関すること。 7 局内職員の動員に関すること。 8 局内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
国際政策班	1 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。 2 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。 3 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。

## エ 市民局

班	事務分掌
庶務班	1 局の庶務に関すること。 2 局内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 5 局関連被害状況の集約に関すること。 6 局緊急対策活動の集約に関すること。 7 局内職員の動員に関すること。 8 局内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
広報班	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 2 事件等の緊急事態関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
広聴相談班	1 広聴相談に関すること。 2 臨時市民相談室の開設及び「緊急問合せ」に関すること。
市民協働班	1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 2 地域住民組織との連絡調整に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

## 才 健康福祉局

班	事 務 分 掌
庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関する事。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>5 局関連被害状況の集約に関する事。</li> <li>6 局緊急対策活動の集約に関する事。</li> <li>7 局内職員の動員に関する事。</li> <li>8 局内職員の厚生に関する事。</li> <li>9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。</li> <li>10 局内職員の派遣の総合調整に関する事。</li> <li>11 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>12 他の班の所管に属さない事。</li> <li>13 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
地域福祉保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金窓口の開設及び周知に関する事。</li> <li>2 日本赤十字社、共同募金会、横浜市社会福祉協議会の事件等の緊急事態対応情報の収集に関する事。</li> <li>3 所管施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>4 特別避難場所の調整等に関する事。</li> </ol>
生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。</li> <li>3 被災者の生活支援に係る援護対策計画に関する事。</li> <li>4 寿地区に関する被害状況の把握に関する事。</li> <li>5 被災者に対する生活保護に関する事。</li> <li>6 被災者に対する国民健康保険に関する事。</li> <li>7 被災者に対する国民年金に関する事。</li> <li>8 被災者に対する医療費助成の支払に関する事。</li> <li>9 被災者に対する後期高齢者医療に関する事。</li> <li>10 被災者に対する中国残留邦人等支援給付に関する事。</li> <li>11 施設利用者の安全の確保に関する事。</li> <li>12 施設利用者の援護に関する事。</li> <li>13 所管施設の管理保全に関する事。</li> </ol>
障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者福祉施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 障害者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。</li> <li>3 障害者の援護対策計画に関する事。</li> <li>4 障害者支援に係る問題の把握に関する事。</li> <li>5 入所、通所障害者の安全確保に関する事。</li> <li>6 特別避難場所としての受入体制の確保に関する事。</li> <li>7 入所者、避難者の援護に関する事。</li> <li>8 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>9 入所者、避難者等からの要望調査に関する事。</li> <li>10 こころのケアに関する事。</li> <li>11 精神科医療・精神科救急医療に関する事。</li> </ol>

高齡健康福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齡者福祉施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 高齡者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。</li> <li>3 高齡者の援護対策計画に関する事。</li> <li>4 高齡者介護に係る問題の把握に関する事。</li> <li>5 入所、通所高齡者の安全確保に関する事。</li> <li>6 特別避難場所としての受入体制の確保に関する事。</li> <li>7 入所者、避難者の援護に関する事。</li> <li>8 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>9 入所者、避難者等からの要望調査に関する事。</li> </ol>
健康安全班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康安全班（実働班）に関する事。</li> <li>2 消毒及び衛生に係る連絡調整に関する事。</li> <li>3 防疫用薬剤、器材等の調達に関する事。</li> <li>4 生活用水及び食品の衛生確保に関する事。</li> <li>5 災害応急井戸の情報提供に関する事。</li> <li>6 防疫活動に係る連絡調整に関する事。</li> <li>7 防疫広報に関する事。</li> <li>8 被災者の心身の健康保持及び疾病予防等の保健活動に関する事。</li> <li>9 避難場所等での保健衛生指導に関する事。</li> <li>10 他都市医療救護隊、他職種による医療支援チーム、他自治体応援保健職員等の受入れ、運用調整に関する事。</li> </ol>
遺体取扱調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火・埋葬に関する総合調整に関する事。</li> <li>2 遺体安置所の運営状況の把握に関する事。</li> <li>3 遺体の検案処理に係る連絡調整に関する事。</li> <li>4 火葬に関する事。</li> <li>5 斎場の利用調整に関する事。</li> <li>6 他都市斎場での火葬の連絡調整に関する事。</li> <li>7 焼骨の仮収蔵計画に関する事。</li> <li>8 斎場・墓地・霊堂の管理保全に関する事。</li> </ol>
食肉衛生検査所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食肉の衛生確保に関する事。</li> <li>2 所管施設の保全に関する事。</li> </ol>
食品衛生検査所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品の衛生確保及び鮮度不良食品の排除に関する事。</li> <li>2 保管薬品、機器類等の保全に関する事。</li> <li>3 市場内の衛生確保に関する事。</li> <li>4 食用不可等の廃棄物による危害発生防止に関する事。</li> </ol>

班	事務分掌	
動物愛護センター班	1 犬及び猫の保護収容及び治療に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 動物の保護収容及び治療計画に関すること。 4 横浜市獣医師会との連絡調整に関すること。 5 特定動物の飼養状況の安全確認に関すること。	
衛生研究所隊	庶務班	1 健康福祉局庶務班の事務分掌に準ずる。 2 保管薬品及び機器類等の保全に関すること。
	検査班	1 飲料水及び食品の衛生検査に関すること。 2 防疫関係の検査に関すること。 3 感染症、毒・劇物等の情報収集・解析・提供に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。	

## カ 医療局

班	事務分掌
庶務班	1 局の庶務に関すること。 2 局内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 5 局関連被害状況の集約に関すること。 6 局緊急対策活動の集約に関すること。 7 局内職員の動員に関すること。 8 局内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 10 局内職員の派遣の総合調整に関すること。 11 所管施設の管理保全に関すること。 12 他の班の所管に属さないこと。 13 その他特命事項に関すること。
医療調整班	1 医療に係る調整に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、神奈川県等関係機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被害状況、受入状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。 4 医療救護隊の配置調整等に関すること。 5 他都市医療救護隊、他職種による医療支援チーム等の受入れ、運用調整に関すること。 6 避難場所等での巡回診療計画に関すること。 7 広域搬送も含めた患者の搬送、転院に係る調整に関すること。 8 医薬品等の供給調整に関すること。

## キ 医療局病院経営本部

隊・班	事 務 分 掌
庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関すること。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 局関連被害状況の集約に関すること。</li> <li>6 局緊急対策活動の集約に関すること。</li> <li>7 局内職員の動員に関すること。</li> <li>8 局内職員の厚生に関すること。</li> <li>9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。</li> <li>10 局内職員の派遣の総合調整に関すること。</li> <li>11 所管施設の管理保全に関すること。</li> <li>12 みなと赤十字病院との連絡調整に関すること。</li> <li>13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。</li> <li>14 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>15 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
市民病院隊・ 脳卒中・神経 脊椎センター 隊災害対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務班の事務分掌に準ずる。</li> <li>2 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。</li> <li>3 医薬品、器材等の調達に関すること。</li> <li>4 病院施設内の安全確保及び病院施設の機能保全に係る応急対策に関すること。</li> </ol>
市民病院隊・ 脳卒中・神経 脊椎センター 隊 医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院患者及び負傷者等の医療、助産、救護並びに安全確保に関すること。</li> <li>2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。</li> <li>3 医療救護班の派遣協力に関すること（市民病院隊のみ）。</li> </ol>

## ク 環境創造局

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関する事。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>5 局関連被害状況の集約に関する事。</li> <li>6 局緊急対策活動の集約に関する事。</li> <li>7 局内職員の動員に関する事。</li> <li>8 局内職員の厚生に関する事。</li> <li>9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。</li> <li>10 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>11 他の班の所管に属さない事。</li> <li>12 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
環境保全班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平常時における有害化学物質等の取扱施設等に係る資料提供に関する事。</li> <li>2 防御活動に係る助言に関する事。</li> <li>3 事件等の緊急事態の発生時における発生施設の概要に係る情報提供に関する事。</li> <li>4 事件等の緊急事態により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止に関する事。</li> <li>5 工場・事業所の排水処理施設等の調査及び応急対策の指導に関する事。</li> </ol>
環境科学研究所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境測定に関する事。</li> <li>2 防御活動に係る連絡調整に関する事。</li> <li>3 所管施設の保全に関する事。</li> <li>4 保管薬品、機器類等の保全に関する事。</li> </ol>
公園緑地班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園緑地（電気設備等を含む。）、市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地、自然観察の森等の被害状況の集約に関する事。</li> <li>2 救援の活動拠点等としての公園緑地の使用に係る連絡調整に関する事。</li> <li>3 公園緑地等に係る応急対策の調整に関する事。</li> <li>4 各動物園及び繁殖センターにおける来園者等の安全確保、飼育動物の安全管理に関する事。</li> <li>5 環境活動支援センターの管理保全に関する事。</li> <li>6 その他所管施設（電気設備を含む。）の管理保全に関する事。</li> <li>7 公園緑地等に係る国、県等との連絡調整に関する事。</li> </ol>
各公園緑地事務所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園内等の安全確保に関する事。</li> <li>2 救援の活動拠点としての公園等の使用に係る連絡調整に関する事。</li> <li>3 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>4 市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地等の被害状況の把握及び安全確保に関する事。</li> <li>5 公園緑地等に係る応急対策の実施に関する事。</li> </ol>

農政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係の被害状況の把握に関すること。</li> <li>2 水産関係の被害状況の把握に関すること。</li> <li>3 漁港の被害状況の把握に関すること。</li> <li>4 農地、農業用公共施設等の被害状況の把握に関すること。</li> <li>5 農地、農業用公共施設等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>6 農産物の応急供給確保に関すること。</li> <li>7 農産物の被害状況の把握に関すること。</li> <li>8 畜産関係の被害状況の把握に関すること。</li> </ol>
各農政事務所班	管内の農作物及び農業用諸施設の被害状況の把握に関すること。
下水道計画調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道に関する被害関連情報の収集及び集約総括に関すること。</li> <li>2 下水道に関する他都市との相互支援に関すること。</li> <li>3 下水道施設の応急対策の総合調整に関すること。</li> <li>4 下水道に関する国・県等との連絡調整に関すること。</li> <li>5 下水道施設復旧計画の策定に関すること。</li> </ol>
下水道管路復旧班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道管きよの被害状況の調査把握に関すること。</li> <li>2 下水道管きよに係る応急対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>3 下水道台帳の確保に関すること。</li> <li>4 地域防災拠点の仮設トイレの配管工事等に関すること。</li> <li>5 所管下水道施設及び工事箇所に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>6 工事箇所の被害状況の把握に関すること。</li> </ol>
下水道施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水再生センター、下水道センター及びポンプ場の被害状況の集約に関すること。</li> <li>2 水再生センター、下水道センター及びポンプ場に係る緊急対策の総合調整に関すること。</li> </ol>
各水再生センター班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水再生センター及びポンプ場の機能保全に係る緊急対策に関すること。</li> <li>2 所管施設の管理保全に関すること。</li> </ol>
各下水道センター班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水再生センター、汚泥資源化施設及びポンプ場の機能保全に係る緊急対策に関すること。</li> <li>2 所管施設の管理保全に関すること。</li> </ol>
下水道施設・設備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各水再生センター及び汚泥資源化センターの構造物、電気設備及び機械設備に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>2 局所管の電気設備及び機械設備の工事箇所の保全に関すること(下水道施設管理課、水再生センター、汚泥資源化センターの主管に属するものを除く。)</li> </ol>

## ケ 資源循環局

班	事務分掌
庶務班	1 局の庶務に関すること。 2 局内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 5 局関連被害状況の集約に関すること。 6 局緊急対策活動の集約に関すること。 7 局内職員の動員に関すること。 8 局内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

## コ 道路局

班	事務分掌
庶務班	1 局の庶務に関すること。 2 局内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 局内職員の動員に関すること。 5 局内職員の厚生に関すること。 6 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 7 所管施設の管理保全に関すること。 8 局の予算、経理に関すること。 9 他の班の所管に属さないこと。 10 その他特命事項に関すること。
企画班	1 局応急対策計画の策定に関すること。 2 局予防及び復旧対策計画の策定に関すること。 3 国、県及び関係市町村との連絡調整に関すること。
情報収集班	1 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関すること。 2 局関連被害情報の集約に関すること。 3 局応急対策活動の集約に関すること。 4 土木事務所地区隊との連絡調整に関すること。
応急対策支援班	1 局応急対策に関すること。 2 局予防及び復旧対策に関すること。 3 復旧用資材及び器材等の現場調達等、土木事務所地区隊の応援に関すること。



## サ 港湾局

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関する事。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>5 局関連被害状況の集約に関する事。</li> <li>6 局緊急対策活動の集約に関する事。</li> <li>7 局内職員の動員に関する事。</li> <li>8 局内職員の厚生に関する事。</li> <li>9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。</li> <li>10 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>11 港湾無線に関する事。</li> <li>12 他の班の所管に属さない事。</li> <li>13 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
緊急対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管区域内の被害状況の集約に関する事。</li> <li>2 協定に基づく横浜港運協会、その他関係機関等への協力要請に関する事。</li> <li>3 協定に基づく関東旅客船協会、その他関係機関等への協力要請に関する事。</li> </ol>
市民利用施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>3 所管施設の機能保全に係る応急対策に関する事。</li> <li>4 応急対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事。</li> </ol>
物流施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 所管施設の機能保全に係る緊急対策に関する事。</li> <li>3 ふ頭構内道路の確保に関する事。</li> <li>4 ふ頭構内荷役業者等との連絡調整に関する事。</li> <li>5 緊急対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 所管施設の管理保全に関する事。</li> <li>7 港湾情報システム等の保全に関する事。</li> </ol>
海上交通対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難事故及び船舶の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 海上交通規制の要請に関する事。</li> <li>3 海上交通に係る関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>4 接岸、けい留施設に係る関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>5 本市港務艇等による海上調査に関する事。</li> <li>6 事件等の緊急事態時における交通船等の協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関する事。</li> <li>7 事件等の緊急事態時における曳船の協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関する事。</li> </ol>

港湾施設 災害復旧班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 港湾施設の被害状況の把握に関すること。</li><li>2 港湾施設に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。</li><li>3 ふ頭内の電気・機械設備等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。</li><li>4 協定に基づく横浜港災害対策支援協議会、その他関係機関等への協力要請に関すること。</li><li>5 所管施設（横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、MM21 埋立地及び同事業関係施設を含む。）の被害状況の把握に関すること。</li><li>6 緊急対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。</li><li>7 所管施設（横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、MM21 埋立地及び同事業関係施設を含む。）に係る緊急対策の実施に関すること。</li><li>8 所管施設（横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、MM21 埋立地及び同事業関係施設を含む。）の管理保全に関すること。</li></ol>
---------------	--

## シ 消防局

班		事務分掌	
消防本部	指揮支援統轄本部	統括指揮班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 消防隊等の指揮及び運用に関すること。</li> <li>3 各種情報に基づく消防力判断に関すること。</li> <li>4 市緊急事態対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>5 消防本部応援活動班の設置、編成及び派遣に関すること。</li> <li>6 その他警防活動上必要な事項に関すること。</li> </ol>
		救急指揮班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営に関すること（救急関連）。</li> <li>2 救急隊の指揮及び運用に関すること。</li> <li>3 医療局、医療関係団体及び医療機関との連携に関すること。</li> <li>4 医療体制情報収集に関すること。</li> <li>5 救急部隊の派遣に関すること。</li> </ol>
		司令班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態の覚知、伝達及び管制に関すること。</li> <li>2 事件等の緊急事態の情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>3 上級指揮者の緊急配備の伝達に関すること。</li> <li>4 各種要請報告の受理及び伝達に関すること。</li> <li>5 消防通信の運用及び統制に関すること。</li> </ol>
		受援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸上部隊の被災区に対する他県隊の割り振りに関すること。</li> <li>2 応援部隊との連絡、集結場所の指定等に関すること。</li> <li>3 ヘリ受援調整班との連絡調整・陸上部隊及び水上部隊（以下「各部隊」という。）の被災区までの誘導に関すること。</li> <li>4 各部隊に対する活動方針等の伝達に関すること。</li> <li>5 ヘリ受援調整班との連絡調整に関すること。</li> <li>6 調整本部との連絡調整及び指揮支援統轄本部への伝達に関すること。</li> <li>7 誘導要員派遣地区本部の指定、各地区本部への連絡に関すること。</li> <li>8 署系無線の司令班からの調達と配付に関すること。</li> <li>9 集結場所から各地区本部までの経路図面の作成・配布に関すること。</li> <li>10 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援についての総務班、施設班との調整に関すること。</li> <li>11 後方支援情報の各地区本部への伝達に関すること。</li> <li>12 集結場所（青葉消防署、大黒ふ頭、金沢自然公園）における緊援隊の受入れに関すること。</li> <li>13 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関すること。</li> <li>14 緊援隊の地区本部への誘導に関すること。</li> <li>15 署系無線機、図面などの配付に関すること。</li> </ol>
		派遣班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市消防局に必要な応援部隊数、種類等の情報についての調整本部への伝達に関すること。</li> <li>2 調整本部における横浜市への応援部隊情報についての消防本部への伝達に関すること。</li> <li>3 航空隊受援についての連絡調整に関すること。</li> <li>4 県施設を使用する場合の連絡調整に関すること。</li> <li>5 緊援隊の県知事への要請についての伝達に関すること。</li> </ol>

情報処理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種情報の収集・整理・分析に関すること。</li> <li>2 整理分析した情報の各班への伝達に関すること。</li> <li>3 外部防災関係機関の情報収集伝達に関すること。</li> <li>4 応援要請等、市本部報告資料の作成に関すること。</li> <li>5 危険物施設及び応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置に関すること。</li> <li>6 火災原因調査に関すること。</li> <li>7 罹災証明書（火災）の発行に関すること。</li> </ol>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務に関すること。</li> <li>2 消防本部長及び副本部長の伝令に関すること。</li> <li>3 本部の予算経理に関すること。</li> <li>4 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
消防団班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団本部及び分団本部の設置・運営及び廃止に関すること。</li> <li>2 各消防団の庶務に関すること。</li> <li>3 各消防団の活動の集約等に関すること。</li> <li>4 活動中の団員の食糧及び飲料等並びに被服等の調達及び配布に関すること。</li> <li>5 公務災害の対応及び罹災消防団員への対応に関すること。</li> <li>6 消防団員の功労の調査及び報告</li> <li>7 その他、事件等の緊急事態の発生に際する消防団活動及び団員に関すること。</li> </ol>
人事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に関すること。</li> <li>2 職員の被服等の調達に関すること。</li> <li>3 職員の功労の調査及び報告に関すること。</li> </ol>
施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎の管理保全に関すること。</li> <li>2 車両及び資機材の整備、応急修理に関すること。</li> <li>3 燃料の確保に関すること。</li> <li>4 人員及び資機材の輸送に関すること。</li> </ol>
広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防広報に関すること。</li> <li>2 報道機関からの情報収集に関すること。</li> <li>3 報道機関からの問合せ等の対応に関すること。</li> <li>4 記録写真に関すること。</li> </ol>
防災センター班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災センター来館者に関すること。</li> <li>2 防災センターの庁舎及び車両の保全に関すること。</li> <li>3 防災センターの施設機能の活用に関すること。</li> <li>4 防災センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関すること。</li> <li>5 横浜駅帰宅困難者対策支援に関すること。</li> <li>6 避難者に対する応急救護に関すること。</li> <li>7 緊急消防援助隊の宿泊支援に関すること。</li> <li>8 輸送車の運用に関すること</li> </ol>
訓練センター班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訓練センターの管理保全に関すること。</li> <li>2 訓練センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関すること。</li> <li>3 訓練センター施設機能の活用に関すること。</li> <li>4 訓練センター応援活動隊編成及び派遣に関すること。</li> <li>5 教育用資機材の現場搬送に関すること。</li> <li>6 教育生の配備に関すること。</li> <li>7 副本部長の伝令に関すること。</li> </ol>

ヘリ活動受援本部	ヘリ活動班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ヘリポート及びヘリコプターの保全に関すること。</li> <li>2 消防活動に関すること。</li> <li>3 活動資機材、救援物資、人員等の搬送に関すること。</li> <li>4 活動命令の受信・連絡等に関すること。</li> <li>5 指揮支援統括本部との連絡に関すること。</li> <li>6 活動隊の運航管理、整備に関すること。</li> <li>7 応援航空部隊の運航・調整に関すること。</li> <li>8 副本部長の伝令に関すること。</li> <li>9 他機関ヘリとの調整に関すること。</li> </ol>
	ヘリ受援調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応援航空部隊との連絡等に関すること。</li> <li>2 応援航空部隊に対する活動方針等の伝達に関すること。</li> <li>3 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援について、総務班及び施設班との調整に関すること。</li> <li>4 派遣班との連携に関すること。</li> </ol>
消防地区本部	警備活動班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 消防本部体制の確立に関すること。</li> <li>3 消火、救助及び救急活動に関すること。</li> <li>4 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。</li> <li>5 その他警防上必要な事項に関すること。</li> </ol>
	誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受援班との調整に関すること。</li> <li>2 緊急消防援助隊等の誘導に関すること。</li> </ol>
	情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種情報の収集、整理及び報告に関すること。</li> <li>2 各地区支所班との連絡調整に関すること。</li> <li>3 建設業防災作業隊の要請に関すること。</li> <li>4 事件等の緊急事態及び消防活動の記録に関すること。</li> <li>5 火災原因調査、罹災証明書（火災）の発行に関すること。</li> </ol>
	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎及び車両の保全に関すること。</li> <li>2 職員の支援に関すること。</li> <li>3 区本部、関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 消防団本部との連絡調整に関すること。</li> <li>5 地区副本部長の伝令に関すること。</li> <li>6 他の班に属しない事項に関すること。</li> </ol>
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防広報に関すること。</li> <li>2 避難誘導に関すること。</li> <li>3 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。</li> <li>4 応急計画策定対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。</li> </ol>
	地区支所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎及び車両の保全に関すること。</li> <li>2 各種情報の収集、伝達に関すること。</li> <li>3 消火、救助及び救急活動に関すること。</li> <li>4 地区本部への報告及び伝令に関すること。</li> <li>5 関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>6 他都市応援隊の指揮・調整に関すること。</li> <li>7 応援隊要請時の特命事項の実施に関すること。</li> <li>8 その他警防活動上必要な事項に関すること。</li> </ol>

※緊援隊：緊急消防援助隊

## ス 水道局

班	事務分掌
各班共通項目	1 安全確認・確保及び被災状況の確認に関すること。 2 情報収集・報告に関すること。 3 災害緊急調達・支出に関すること。 4 班体制の運営に関すること。 5 局内関係班との連絡に関すること。 6 水道局長が指示する作業に関すること。 7 水道局本部会議の決定に基づく、他班の応援に関すること。
総務班	1 日本水道協会関東地方支部長に関すること。 2 市本部・他局との連絡調整に関すること。 3 水道局の業務継続に関すること。 4 議員・報道機関に関すること。 5 他の班に属さない事項に関すること。 6 水道局の現金出納管理に関すること。 7 緊急契約及び支援に関すること。 8 中村管路研修施設及び人材開発センターに関すること。 9 情報システム班との情報受伝達に関すること。 <b>【統括指揮担当】</b> 1 水道局本部会議及び幹部会議の運営に関すること。 2 水道局各班への連絡・指示に関すること。 3 水道局内の総合調整に関すること。 4 応援幹事都市及び情報連絡調整担当水道事業者との連絡調整に関すること。 5 他事業者等との相互応援協定に関すること。
職員班	1 職員の安否確認及び参集状況集約に関すること。 2 庁舎被害状況集約に関すること。 3 職員を支援する備品の運用、調整、調達に関すること。
本部機動班	1 MM地区災害用地下給水タンクへの応援開設に関すること。 2 施設管理・普通財産管理・安全確認・確保に関すること。 3 その他の特命事項に関すること。
計画班	1 基幹施設の応急復旧計画の策定に関すること。 2 断水状況、水道施設の被害及び稼働状況の集約に関すること。 3 厚生労働省及び神奈川県との連絡調整に関すること。 4 他の班に属さない技術的調整に関すること。
応急給水班	1 応急給水の総合調整に関すること。 2 市民広報の指示に関すること。 3 断水状況及び応急給水状況の情報収集に関すること。 4 各水道事務所班給水担当の指揮及び調整に関すること。 5 応急復旧班との連絡調整に関すること。 6 外部応援者の配備計画の策定に関すること。 7 お客さまサービスセンターとの連絡調整及び応援に関すること。

応急復旧班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管配水、給水施設の応急復旧の総合調整に関すること。</li> <li>2 各水道事務所班の指揮及び調整に関すること。</li> <li>3 応急給水班と復旧計画班の連絡調整に関すること。</li> <li>4 外部応援者の配備計画の策定に関すること。</li> <li>5 配水、給水施設等の被害情報収集等、総合対策に関すること。</li> <li>6 復旧資機材等の出納管理に関すること。</li> <li>7 工業用水班との連絡調整に関すること。</li> <li>8 管工事協同組合等との連絡調整に関すること。</li> </ol>
復旧計画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管配水施設の被害状況把握及び復旧計画の総合調整に関すること。</li> <li>2 各方面復旧計画班及び復旧応援班の指揮及び調整に関すること。</li> <li>3 計画班・浄水班・応急復旧班・工業用水班等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 災害時の協定締結先の応援手配に関すること。</li> <li>5 復旧協力業者・他都市応援者等、外部応援者の配備計画の策定に関すること。</li> <li>6 復旧資器材等の出納管理に関すること。</li> </ol>
浄水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計算機システム（水運用システム）の被害状況調査に関すること。</li> <li>2 水道施設（取水、導水、浄水、送水、配水施設）被害及び稼働状況の情報収集に関すること。</li> <li>3 企業団及び他事業体の被害及び稼働状況に関する情報の収集及び集約に関すること。</li> <li>4 計算機システム（水運用システム）による水道施設の監視及び水運用計画策定（応急給水及び応急復旧）に関すること。</li> <li>5 応急給水及び応急復旧に必要な水運用計画策定に関すること。</li> <li>6 各浄水場班、水質班、水源林管理班、工業用水班との連絡調整に関すること。</li> <li>7 企業団及び他事業体との水運用に関する連絡調整に関すること。</li> <li>8 原水、浄水場及び配水池の水質状況の情報収集に関すること。</li> </ol>
応援受入班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部応援者の受入れ、指揮及び依頼に関すること。</li> <li>2 応急給水及び復旧配備計画についての情報収集に関すること。</li> <li>3 基幹施設の応急復旧の支援に関すること。</li> <li>4 西谷の他の班に属さない事項に関すること。</li> </ol>
建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管工事現場の点検及び応急措置に関すること。</li> <li>2 建物等の被害調査、修理及び復旧に関すること。</li> <li>3 基幹施設の応急復旧に関すること。</li> <li>4 外部応援者の受入れ、指揮及び指導に関すること。</li> </ol>
電力通信班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 無線通信の確保に関すること。</li> <li>2 電力事業者との連絡調整に関すること。</li> </ol>
料金システム班	料金事務オンラインシステムの維持管理及び復旧に関すること。
情報システム班	情報システム・ネットワーク（局内グループウェア・YCAN・ファイルサーバー）の確保・復旧に関すること。
工業用水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧計画班、応急復旧班、水道事務所班、浄水班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 工水施設の被害状況集約に関すること。</li> <li>3 工水施設の応急復旧計画策定に関すること。</li> <li>4 所管工事現場の点検及び応急措置に関すること。</li> <li>5 ユーザーとの連絡調整に関すること。</li> </ol>

各水道事務所班	<p>【応急給水担当】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時給水所からの応急給水に関すること。</li> <li>2 応急給水班及び区災害対策本部と管内災害対策関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 市民広報の実施に関すること。</li> <li>4 応急給水班及び応急復旧担当からの被害情報収集及び連絡調整に関すること。</li> <li>5 医療機関（災害拠点病院・救急告示医療機関）への運搬給水に関すること。</li> <li>6 地域防災拠点等への運搬給水に関すること。</li> <li>7 外部応援者の指揮に関すること。</li> </ol> <p>【応急復旧担当】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管配水、給水施設の被害調査及び復旧計画策定並びに実施に関すること。</li> <li>2 応急復旧班及び応急給水担当との連絡調整に関すること。</li> <li>3 二次災害の防止措置に関すること。</li> <li>4 応急復旧用資材及び用具類の在庫の確認に関すること。</li> <li>5 緊急給水栓の立ち上げに関すること。</li> <li>6 応急給水担当の医療機関（災害拠点病院・救急告示医療機関）への運搬給水応援に関すること。</li> <li>7 工業用水班との連絡調整に関すること。</li> <li>8 各応援受入拠点における他都市応援隊の受入対応に関すること。</li> <li>9 外部応援者の指揮に関すること。</li> <li>10 施工中工事現場状況の把握と保全の総指揮に関すること。</li> </ol>
各方面復旧計画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大口径管の水運用の調整に関すること。</li> <li>2 復旧計画班及び各水道事務所班との連絡調整に関すること。</li> <li>3 浄水班及び各浄水場班と水運用の調整に関すること。</li> <li>4 所管配水施設の被害状況把握及び復旧計画（緊急給水栓含む。）策定に関すること。</li> </ol>
各方面復旧応援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発注工事現場状況の把握と保全の総指揮に関すること。</li> <li>2 各水道事務所班及び各方面復旧計画班への応援に関わる調整に関すること。</li> <li>3 復旧協力業者の手配と差配に関すること。</li> <li>4 復旧計画班との連絡調整に関すること。</li> <li>5 水道局残土仮置場の運用に関すること。</li> </ol>



各 浄 水 場 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取水、導水、浄水及び送水施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>2 取水計画及び水運用に関する事。</li> <li>3 二次災害防止の措置に関する事。</li> <li>4 自家発電設備の点検、整備及び運転に関する事。</li> <li>5 配水池の監視及び緊急遮断弁の操作に関する事。</li> <li>6 施設の応急復旧に関する事。</li> <li>7 配水ポンプ場の応急復旧計画及び復旧作業に関する事。</li> <li>8 原水、浄水場及び配水池の水質状況に関する事。</li> <li>9 薬品の確保及び安全管理に関する事。</li> <li>10 工業用水班との連絡調整に関する事。</li> <li>11 他事業体（横須賀市、川崎市、相模原市及び企業団）との連絡調整に関する事。</li> <li>12 場内配水池応急給水に関する事。</li> </ol>
水 質 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水質に関する情報収集及び集約に関する事。</li> <li>2 薬品の確保及び安全管理に関する事。</li> <li>3 水道局本部の指示による水質試験に関する事。</li> </ol>
水 源 林 管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水源林及び施設被害状況調査及び応急措置に関する事。</li> <li>2 道志村との連絡調整に関する事。</li> </ol>

## セ 交通局

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の庶務に関すること。</li> <li>2 局内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 事件等の緊急事態関連情報等の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 被害状況の集約に関すること。</li> <li>6 応急対策活動の集約に関すること。</li> <li>7 交通関連情報の発表に係る総務局との連絡調整に関すること。</li> <li>8 交通機関運行状況等に関する広報に関すること。</li> <li>9 局応急対策計画の策定に関すること。</li> <li>10 局復旧計画の策定に関すること。</li> <li>11 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>12 特命事項に関すること。</li> </ol>
職員安否確認班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員状況に関すること。</li> <li>2 職員の安否確認及び罹災状況に関すること。</li> <li>3 職員の厚生に関すること。</li> </ol>
物資調達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急資機材、燃料等の調達に関すること。</li> <li>2 局の予算経理に関すること。</li> </ol>
お客様情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 お客様に対する情報提供に関すること。</li> <li>2 当局施設の被害状況の把握に関すること。</li> </ol>
地下鉄庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下鉄各班の庶務に関すること。</li> <li>2 地下鉄の被害状況の集約に関すること。</li> <li>3 地下鉄応急対策活動の集約に関すること。</li> </ol>
地下鉄運輸班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下鉄運行計画に関すること。</li> <li>2 代替輸送計画に関すること。</li> <li>3 列車の運転状況の把握に関すること。</li> <li>4 交通無線に関すること。</li> </ol>
地下鉄駅務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗客の安全確保に関すること。</li> <li>2 旅客情報の周知に関すること。</li> <li>3 駅舎の管理保全に関すること。</li> </ol>
地下鉄運転班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗客の安全確保に関すること。</li> <li>2 列車の運転に関すること。</li> </ol>
地下鉄車両班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下鉄検修設備の保全に関すること。</li> <li>2 地下鉄車両の保全に関すること。</li> </ol>
地下鉄・バス施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下鉄及びバス営業所施設の被害状況の把握に関すること。</li> <li>2 地下鉄及びバス営業所施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</li> </ol>
地下鉄・バス電気班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下鉄及びバス営業所の電気施設の被害状況の把握に関すること。</li> <li>2 地下鉄及びバス営業所の電気設備に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</li> </ol>

バス 庶務 班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 バス各班の庶務に関すること。</li><li>2 バスの被害状況の集約に関すること。</li><li>3 バス応急対策活動の集約に関すること。</li><li>4 バス運行計画に関すること。</li><li>5 代替輸送計画に関すること。</li><li>6 救援物資等の輸送に係る本部、区本部との連絡調整に関すること。</li></ol>
バス 運輸 班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 バス運行状況の把握に関すること。</li><li>2 バス運行実施計画に関すること。</li><li>3 運行路線の安全確認に関すること。</li><li>4 交通無線に関すること。</li><li>5 バス車両の保全に関すること。</li></ol>
バス 輸送 班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 乗客の安全確保に関すること。</li><li>2 バス運行の実施に関すること。</li><li>3 救援物資等の輸送の実施に関すること。</li></ol>

## ソ 教育委員会事務局

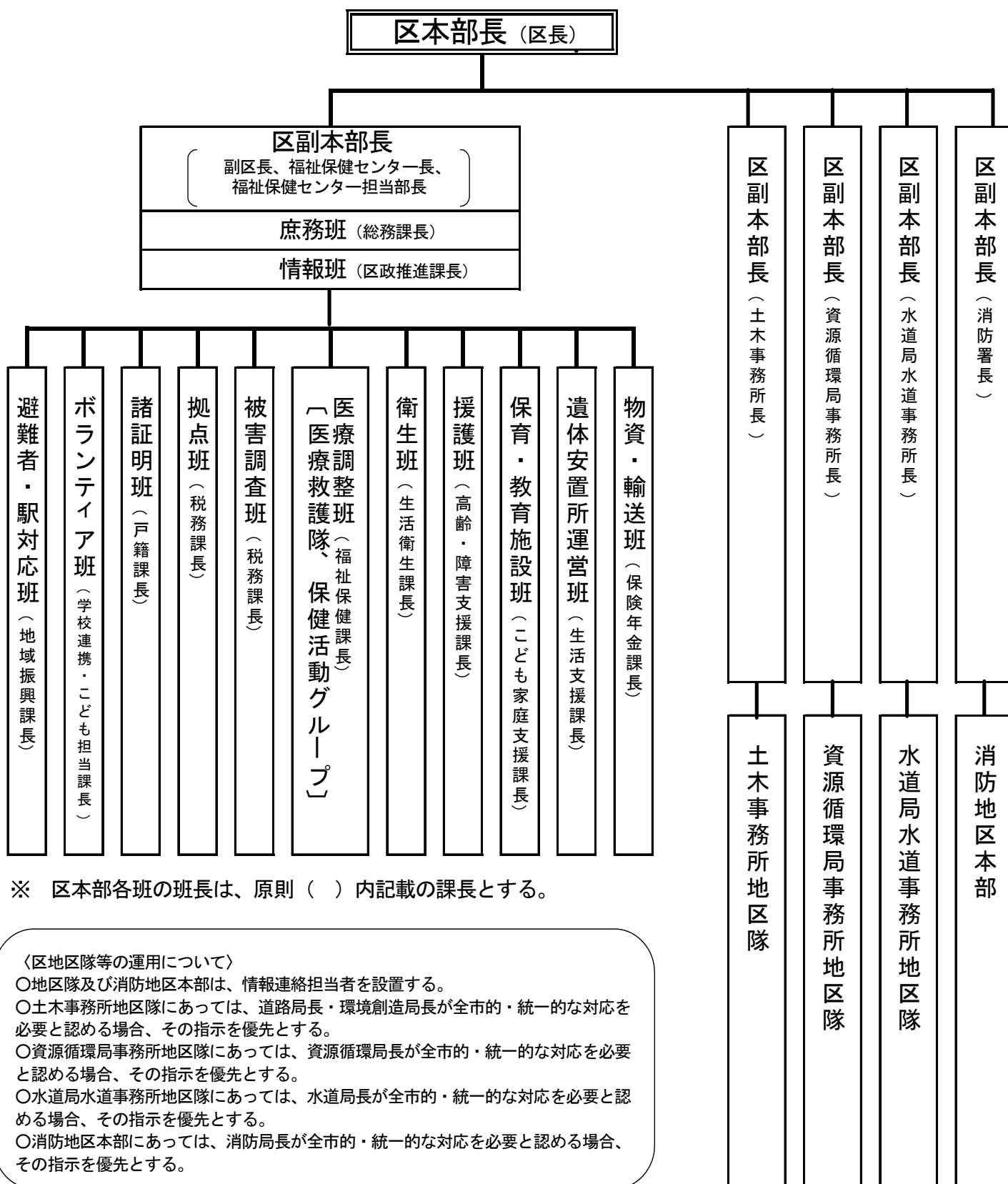
班	事務分掌
庶務班	1 局の庶務に関すること。 2 局内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 5 局関連被害状況の集約に関すること。 6 局緊急対策活動の集約に関すること。 7 局内職員の動員に関すること。 8 局内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

## タ その他の局の事務分掌

部	事務分掌
財政局 文化観光局 経済局 こども青少年局 建築局 都市整備局 会計室 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 温暖化対策統括本部 議会局	「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める活動を実施するほか、本部長の特命事項、その他所掌事務に関する事項を実施する。

3 区本部の事務分掌

区本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 ( ) 内記載の課長とする。

〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 水道局水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

班・地区隊・地区本部	事 務 分 掌
庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 本部長命令の伝達に関すること。</li> <li>3 区本部の庶務及び記録に関すること。</li> <li>4 区本部内各班、地区隊及び地区本部との連絡に関すること。</li> <li>5 市本部及びその他関係機関等との連絡に関すること。</li> <li>6 報道及び広報対応に関すること。</li> <li>7 緊急対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>8 区本部職員の動員に関すること。</li> <li>9 区本部職員の厚生に関すること。</li> <li>10 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。</li> <li>11 職員応援要請に関すること。</li> <li>12 支援職員の受入れに関すること。</li> <li>13 庁舎、所管施設及び所管車両の管理保全に関すること。</li> <li>14 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。</li> <li>15 緊急車両の確保手続きに関すること。</li> <li>16 他の班の所管に属さないこと。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
情 報 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 被害状況の集約に関すること。</li> <li>3 緊急対策活動の集約に関すること。</li> <li>4 広報・広聴に関すること。</li> <li>5 通信機器等の保全に関すること。</li> <li>6 警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
避 難 者 ・ 駅 対 応 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の安全確保に関すること。</li> <li>2 二次被害防止に係る避難誘導に関すること。</li> <li>3 主要駅等での情報収集・広報に関すること。</li> <li>4 被害情報等の収集・伝達に関すること。</li> <li>5 帰宅困難者対応に関すること。</li> <li>6 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること。</li> </ol>
ボ ラ ン テ ィ ア 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること。</li> <li>3 必要なニーズ等の広報に関すること。</li> </ol>
諸 証 明 班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。
拠 点 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災拠点の開設及び運営に関すること。</li> <li>2 地域防災拠点及び周辺地域の被害状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること。</li> <li>3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること。</li> <li>4 避難者の対応に関すること。</li> <li>5 地域住民への情報提供・広聴に関すること。</li> <li>6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関すること。</li> </ol>
被 害 調 査 班	被害状況の調査に関すること。

医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関すること。</li> <li>2 死亡確認に関すること。</li> <li>3 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。</li> <li>5 医療救護隊の編成及び診療に関すること。</li> <li>6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。</li> <li>7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。</li> <li>8 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。</li> </ol>
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒及び衛生に関すること。</li> <li>2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。</li> <li>3 生活衛生に関すること。</li> <li>4 動物の保護収容に関すること。</li> </ol>
援護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。</li> <li>2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。</li> <li>3 要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に関すること。</li> <li>4 要援護者の特別避難場所の受入れに関すること。</li> <li>5 その他要援護者の支援に関すること。</li> </ol>
保育・教育施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児の安全確保に関すること。</li> <li>2 施設、園庭の管理保全に関すること。</li> <li>3 保育の早期再開に関すること。</li> <li>4 園児の引渡しに関すること。</li> <li>5 保護者への情報提供に関すること。</li> <li>6 民間保育園等との連絡調整に関すること。</li> <li>7 被災家庭支援のための保育所入所に関すること。</li> <li>8 園児の避難先の把握に関すること。</li> </ol>
遺体安置所運営班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 行方不明者の把握に関すること。</li> <li>3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。</li> </ol>
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車その他輸送手段の確保に関すること。</li> <li>2 食料・救援物資の輸送に関すること。</li> </ol>
土木事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部事務局との連絡調整に関すること。</li> <li>2 道路局事務分掌及び環境創造部事務分掌によること。</li> </ol>
資源循環局事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部事務局との連絡調整に関すること。</li> <li>2 資源循環局事務分掌によること。</li> </ol>
水道局水道事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部事務局との連絡調整に関すること。</li> <li>2 水道局事務分掌によること。</li> </ol>
消防地区本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部事務局との連絡調整に関すること。</li> <li>2 消防局事務分掌によること。</li> </ol>

## 第2章 配備・動員計画

この計画は、緊急対策を行う体制の確立を図るため、職員の配備及び動員に係わる基本的事項を定める。

### 第1節 配備体制

#### 1 勤務時間内における職員配備

- (1) 各局長は、事件等の緊急事態の種別に応じてあらかじめ定めた職員を各班に配備し、緊急活動を命令するものとする。  
区本部長は、事件等の緊急事態の種別に応じて、あらかじめ定められた職員を各班に配備し、緊急活動を命令するとともに、地区隊との連絡体制を確立するものとする。
- (2) 配備についての職員は、上司の命に従い、直ちに緊急活動を実施するものとする。

#### 2 勤務時間外における職員配備

- (1) 市本部長は、勤務時間外に配備の命令を発した場合は、その配備体制に基づき職員を動員する。
- (2) 各局長及び区本部長は、職員の参集状況に応じ、順次緊急対策に必要な班を編成するものとする。  
この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、緊急活動を命ずることができる。
- (3) 勤務時間外における動員命令の伝達は、職員安否・参集確認システム、「勤務時間外における情報伝達網」及び各区局内で事前に定めた連絡方法によるものとする。  
なお、職員は、参集事由が発生したときは、あらかじめ定められた動員先に速やかに参集しなければならない。
- (4) 留意事項
  - ア 安全確保等  
自らの安全を確保し、家族等の安全を確認する。
  - イ 参集者の服装及び携行品  
事件等の状況を踏まえ、安全な服装を着用し、必要に応じてマスク、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。
  - ウ 被害状況等の報告  
参集途上知り得た被害状況等は、所属の上司に報告する。

#### 3 区本部への応援体制

- (1) 本部長は、区本部の要員が不足し、応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請する。
- (2) 市本部長は、前項の要請に基づき、市内の被害等の状況を勘案して各局及び派遣が可能な区本部長に対し、当該区本部への支援職員の派遣を指示する。
- (3) 区本部長は、所属職員により対応が可能であると判断した場合、直ちに支援職員を所属に復帰させるものとする。

#### 4 配備状況の報告

- (1) 各局長及び区本部長は、配備状況を市本部長に報告する。



- (2) 各局及び区本部は、次の様式に基づき、ファクシミリ又は危機管理システム等により、報告する。
- (3) 報告は、総務局危機管理室長の指定する時間又は配備が完了次第行う。
- (4) 区本部が設置された場合、地区隊長等は、配備状況を区本部長に報告する。

<様式> 配 備 状 況 報 告 書 ○○区・局

日 時	配備区分	区局長	部長級	課長級	係長級	その他の職員	計	備 考
日 時 分 現 在	号配備							

## 第3章 情報の収集と伝達

本計画は、市本部又は市警戒本部設置時において、被害等の状況その他事件等の緊急事態に関する情報を迅速かつ確実に収集・伝達するとともに、市民等に対する必要な広報・広聴活動を実施するための基本的な事項について定めるものとする。

なお、情報の収集伝達並びに広報・広聴活動の実施等については、本章で定めるところによるもののほか、本編「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」中の各計画で定めるところによる。

### 第1節 情報受伝達方針

項目	方針内容
情報受伝達方針	1 事件等の緊急事態の発生直後は、被災情報の収集・伝達が最も重要であることから、正確かつ迅速な情報の受伝達を行う。 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報を整理し、事件等の緊急事態の規模、状況等を把握する。 3 広報は、社会的混乱の防止、緊急対策の促進などの観点からさまざまな手段を用いて積極的に実施する。

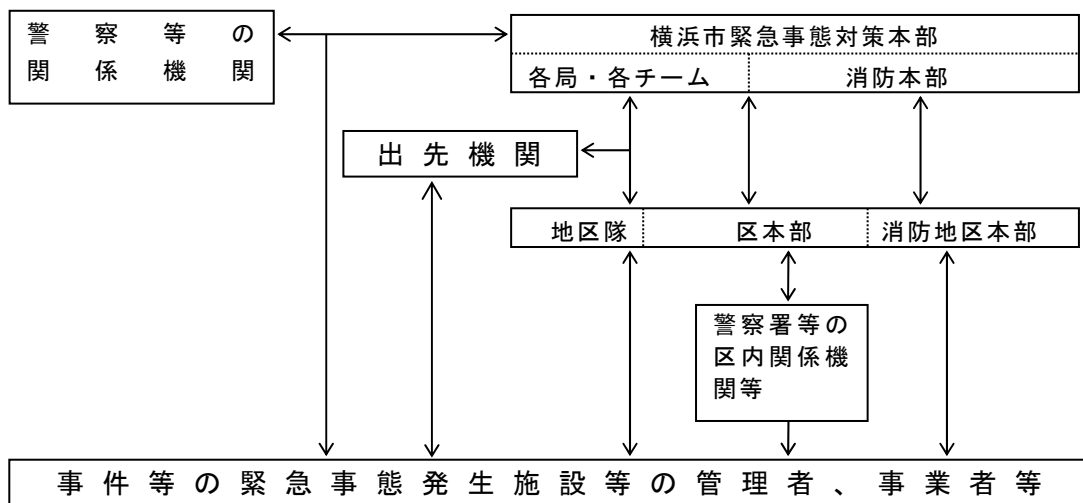
### 第2節 情報受伝達体制

#### 1 情報受伝達系統

本市及び関係機関等との情報受伝達系統の概要は次のとおりである。

なお、緊急事態の種別に対応した情報受伝達体制、受伝達する情報内容については、「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」において定める。

情報の受伝達に際しては、迅速かつ正確に行わなければならない。



## 2 通信手段

### (1) 無線電話の優先利用

#### ア 無線通信網

本市の保有する次の無線通信網を利用する。

- ・ 防災行政用無線（水道局、環境創造局、資源循環局のデジタル移動無線を含む）
- ・ 消防無線
- ・ 交通無線

#### イ 運用原則

##### (ア) 管理運用

市本部が総括運用する防災行政用無線局の管理運用は、「横浜市防災行政用無線局管理運用規程」に定めるところによる。

##### (イ) 防災行政無線統制

固定系については、統制局が行う。

移動系については、総務局及び各基地局が行う。

##### (ウ) 無線機能の確保

良好な通話状態を確保できるよう、管理部署は全力で、無線電話及び非常用発電機の機能の維持に努めなければならない。

### (2) 危機管理システムの利用

市・区本部の情報連絡は、危機管理システムを利用する。

### (3) 職員安否・参集確認システム

職員に対する安否や参集見込みを把握するため、職員安否・参集確認システムを利用する。

### (4) 専用回線の優先利用

専用回線網を利用している施設間は、通常利用を中断し、緊急事態の業務通信を優先する。

### (5) 加入電話及び臨時電話の利用

有線電話の使用が可能な場合は、対策本部の電話番号の区分に従い、情報受伝達を行う。

なお、電話回線数が不足する場合は、東日本電信電話㈱に対して、臨時電話の設置を要請する。

### (6) 本市以外が保有する無線局等

#### ア アマチュア無線等

「災害非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、横浜市アマチュア無線非常通信協力会に対して、また、「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、神奈川県タクシー協会横浜支部及び神奈川県個人タクシー協会に対して、加入している無線局及び会員の通信協力を要請する。

#### イ 神奈川地区非常通信協議会の無線局

一般回線及び本市保有回線が被害を受け利用できない場合で、情報伝達しなければならないときは、神奈川地区非常通信協議会の構成機関の協力を得て、その保有する通信施設を利用する。

#### ウ 中央防災無線網

各省庁及び全国の指定公共機関等と連絡を取る場合は、中央防災無線網の通信機器を利用する。

#### エ 神奈川県防災行政通信網

神奈川県、県内の各市町村及び防災関係機関等と連絡を取る場合は、神奈川県防災行政通信網の通信機器を情報伝達に利用する。

**(7) 伝令の派遣**

いずれの通信手段によっても情報受伝達が困難な場合は、市本部、区本部、関係機関等又は最寄りの無線局等に伝令を派遣し、情報受伝達を行う。

**(8) 公共放送の利用**

市本部長は、緊急対策の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要がある場合は、電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた放送事業者に対して、連絡のための放送を要請する。

**3 情報収集員等の派遣****(1) 市本部**

市本部長は、発生区本部に情報収集員又は連絡調整員を派遣する。

各局長は、市本部が設置された場合は、情報収集員又は連絡調整員を危機管理センター一本部運営室に派遣し、局との情報連絡にあたらせる。

**(2) 区本部**

地区隊長及び消防地区本部長は、区本部が設置された場合は、情報収集員又は連絡調整員を区本部室に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせる。

なお、区本部長は、必要に応じ、情報収集員又は連絡調整員を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることができる。

**(3) 関係機関等への派遣**

市本部長及び区本部長は、必要に応じて事件等の緊急事態の種別を考慮して、関係機関等に情報収集員又は連絡調整員を派遣する。

### 第3節 情報の収集、報告及び記録

#### 1 通報

##### (1) 事業者の通報

事業者は、当該事業所において事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、直ちにその旨を消防機関、警察機関又は海上警備救難機関等に通報するよう努める。

##### (2) 市民の通報

事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した市民は、直ちにその旨を消防機関、警察機関又は海上警備救難機関等に通報するよう努める。

#### 2 関係区局の報告

##### (1) 発生直後の通報

ア 各区局長は、事件等の緊急事態等について覚知した場合は、直ちに総務局危機管理室長に通報する。

イ 発生直後の情報は、次の事項を収集し、通報連絡する。

発生直後の 情報事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態の種別</li> <li>2 発生日時</li> <li>3 発生場所・地点</li> <li>4 原因</li> <li>5 被害の状況（人的被害数、建物被害数、施設被害の状況等）</li> <li>6 負傷者の収容状況</li> <li>7 消防署、区役所等がとった事件等の緊急事態への対応             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事件等の緊急事態に対してすでにとった措置</li> <li>(2) 事件等の緊急事態に対して今後とろうとする措置</li> </ol> </li> <li>8 避難の勧告・指示の実施及び避難の状況</li> <li>9 その他緊急対策上必要な事項</li> </ol>
---------------	--

##### ウ 情報連絡体制の確保

総務局危機管理室長は、事件等の緊急事態情報の通報を受けた場合、関係区局長に伝達するとともに、状況に応じて神奈川県、神奈川県警察、横浜海上保安部等、関係機関との連絡体制を確保する。

エ 市本部への状況報告は、緊急度及び重要度を考慮し、ホットライン、有線電話及び危機管理システム等により行う。

#### 3 緊急事態の記録

(1) 各区局長は、緊急事態に関する情報を速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録しておかなければならない。

(2) 各区局長は、緊急対策を実施する上で、又は緊急事態発生時の記録、資料を確保するために、必要に応じて、写真、ビデオ等による記録を行う。

## 第4節 広報・報道

市・区本部は、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を迅速・的確に広報する。広報の実施にあたっては、日本語が不自由な外国人への配慮として、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施する。また、必要に応じて他の機関、団体等の協力を求めて広報する。

### 1 広報・報道のねらい

- (1) 憶測による人心の不安やデマ情報による社会的混乱を防止すること。
- (2) 緊急活動・救援活動の周知による市民生活の安定化を図ること。
- (3) 被害者の生活再建を促進すること。
- (4) その他緊急事態の種別に応じて留意すべきこと。

### 2 情報混乱防止活動

デパート、映画館、繁華街、商店街など不特定多数の人々が集まる施設（場所）や市内主要駅等は、事件等の緊急事態が発生した場合、パニックの発生など大きな混乱の発生が懸念される。パニックは、不安感、恐怖感などの心理的要因と情報不足、知識不足、流言、デマ等の各種要因が相乗的に作用して起こるとされているが、これを防止するために、広報活動を中心とした情報混乱防止活動を実施する。

#### (1) 事業者の活動

不特定多数が利用する施設や繁華街を構成する店舗等の事業者は、事件等の緊急事態発生時においては、利用者の安全を確保するため、利用者の沈着冷静な行動を誘導するよう、構内放送や非常用放送設備を用いて、広報を実施する。

#### (2) 鉄道事業者の活動

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、混乱防止のための広報、安全な場所への避難誘導等、必要に応じ、駅周辺事業者や警察、行政等と連携して、混乱防止対策を実施する。

#### (3) 行政の役割

事件等の緊急事態が発生した施設等の事業者と協力して避難誘導に関する広報を最優先に行うとともに、事件等の緊急事態に関する正確な情報を早期に市民に提供して、社会的混乱の防止に努める。

### 3 広報・報道の内容

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、次の内容について広報を行う。

- (1) 緊急事態の情報
- (2) 注意事項
  - ア パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
  - イ 要救護者の保護、人命救助の協力の呼びかけなど
- (3) 被害状況の概要
- (4) 市本部の設置と活動状況
- (5) その他必要な事項
  - ア 避難に関すること
  - イ 被害者及び避難者の安否情報
  - ウ 生活関連情報
  - エ その他

## 4 広報媒体

紙媒体、ICT（情報通信技術）及び広報媒体等により広報を行う。

### (1) 紙媒体による広報

必要に応じて、広報よこはまへの掲載や印刷物の配布、掲示を行う。

### (2) ICT（情報通信技術）を利用した広報

市ホームページ、Lアラート、防災情報Eメール、Yahoo! 防災速報、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、テレビ神奈川のデータ放送等により広報を行う。

### (3) 広報番組

テレビやラジオ等、市の広報番組での情報提供を行う。

## 5 その他の広報

区本部長は、必要な地域へ放送設備（携帯マイク携行等を含む。）を有する車両を出動させ広報を実施する。

## 6 報道機関への発表

(1) 市本部からの発表は情報の重要度に応じ、市本部長、危機管理監、危機管理室長又は危機管理部長が行う。

(2) 情報提供は、混乱を防止するため、市本部の定める場所、方法で行う。

(3) 市本部から発表された事項について、各局と連絡がとれるよう、各局に広報担当職員をあらかじめ指名しておく。

## 7 放送機関への協力要請

(1) 市民広報、関係機関等への緊急の連絡の必要がある場合は、災害時に準じて、日本放送協会横浜放送局、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送(株)、及び(株)InterFM897に対して放送を要請する。

(2) 必要に応じて、都市型ケーブルテレビ各局に対し、放送を要請する。

## 第5節 広聴

被害者の生活相談や援助業務の一環として、要望、苦情等を聴取し、活動に反映させる。

### 1 臨時市・区民相談室の開設

(1) 市・区本部は、被害者の生活の不安の解消などのため、必要に応じて、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問合せ、相談、要望に対応する。

(2) 区本部は、区役所などにおいて、避難者の問合せ、相談、要望に対応する。

(3) 専門相談については、それぞれの市本部各局及び区本部で行う。

### 2 要望等の処理

#### (1) 区本部の処理

区本部において聴取した要望等のうち対応可能な広聴情報については、区本部で処理するものとし、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班（広聴相談課）にファクシミリで連絡する。

市民局市民相談室 FAX 663-3433

**(2) 市民局の処理**

市民局広聴相談班（広聴相談課）は、直接寄せられた広聴情報及び区本部から連絡のあった広聴情報を案件ごとに整理し、関係各局に連絡する。



## 第4章 消防活動計画

この計画は、事件等の緊急事態の発生により多数の傷病者が発生した場合に、消防局が行う救助及び救急活動について、定めるものとする。

### 第1節 緊急活動体制

#### 1 緊急事態消防警戒対策会議

警防部長は、警防部の各課長等で構成する「緊急事態消防警戒対策会議」を開催し、緊急事態消防警戒体制並びに緊急事態消防警戒本部体制及び緊急事態対策消防本部体制・各号配備の発令及び解除、警防対策及び活動方針の決定等を審議する。

なお、警防部長は、緊急事態消防警戒対策会議の結果を消防局長に報告する。

#### 2 緊急事態消防警戒体制の発令

(1) 警防部長又は消防署長は、次に掲げる場合に緊急事態消防警戒体制（以下「消防警戒体制」という。）を発令し、当直警備人員及び必要な人員を持って警戒体制を確立する。

発令基準	1 司令課への通報又は関係機関等からの情報により、事件等の緊急事態の発生又は被害の拡大のおそれが予想される場合 2 横浜市域外で発生した事件等の緊急事態により市域に被害が及ぶおそれが予想される場合 3 その他、警防部長又は消防署長が必要と認めた場合
------	--

(2) 消防警戒体制発令時の統括者は警防課長、消防署は副署長とする。

#### 3 事件等の緊急事態発生時における配備体制

##### (1) 各号配備の発令

消防局長又は消防署長は、事件等の緊急事態の発生が予想される場合又は事件等の緊急事態が発生した場合は、緊急事態消防警戒本部（以下「消防警戒本部」という。）体制又は緊急事態対策消防本部（以下「消防本部」という。）体制・各号配備を発令し、緊急活動体制を確立する。

発令基準	1 横浜市防災計画「都市災害対策編」に定める1号配備から5号配備の発令基準に該当すると認める場合 2 市、他の区局及び防災関係機関等の体制から必要と認める場合
------	--

##### (2) 消防警戒本部の設置

次に掲げる場合、警防部長は消防警戒本部を、消防署長は緊急事態消防警戒地区本部（以下「消防警戒地区本部」という。）を設置する。

消防警戒本部長	警防部長	消防警戒地区本部長	署長
設置基準	1 市警戒本部が設置された場合 2 1号配備又は2号配備の発令基準に該当する場合 3 その他、警防部長（署長）が必要と認める場合		

**(3) 消防本部の設置**

次に掲げる場合、消防局長は消防本部を、消防署長は緊急事態対策消防地区本部（以下「消防地区本部」という。）を設置する。

消防本部長	消防局長	消防地区本部長	署長
設 置 基 準	1	市本部が設置された場合	
	2	3号配備以上発令の場合	
	3	2以上の消防署が消防地区本部を設置した場合	
	4	その他、局長（署長）が必要と認める場合	

**(4) 職員の動員**

横浜市防災計画「都市災害対策編」に定める配備・動員計画に基づき職員を動員する。

**(5) 緊急事態対策会議の開催**

消防局長は、各号配備が発令された場合は、事件等の緊急事態の状況の推移に基づく緊急活動方針を決定するため、消防本部緊急事態対策会議を開催する。

**(6) 警備指令の発令**

警戒体制及び各号配備の発令、縮小、解除及び必要な事項を指示する場合は、警備指令をもって行う。

**第2節 緊急活動****1 緊急措置活動要領の指示**

緊急活動は、事件等の緊急事態の種別、事件等の緊急事態の状況に応じて、活動要領に基づき実施し、必要と認める場合は、「第5部 事件等の緊急事態種別対応計画」に基づき消防本部長又は消防地区本部長が事件等の緊急事態発生現場における緊急措置活動要領を指示する。

**2 現場の早期把握**

先着消防隊等の隊長は、速やかに次の事項を把握し、事件等の緊急事態発生現場の状況を消防本部長に報告する。

事件等の緊急事態 状況の速報事項	1	事件等の緊急事態の種別及び概要
	2	傷病者の概数

### 3 現場指揮体制の確立

現場最高指揮者は、救助・救急活動を円滑に行うため、現場指揮を統括するための現場指揮本部を設置するものとする。

なお、現場指揮本部は、次の任務を行うものとする。

現場指揮本部の任務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態の状況の把握</li> <li>2 活動方針の決定</li> <li>3 必要消防隊等の早期要請及び資機材の集結</li> <li>4 消防隊等の総合指揮</li> <li>5 仮救護所の設置</li> <li>6 関係機関等との合同指揮本部の設置</li> <li>7 医療機関情報の管理</li> <li>8 事件等の緊急事態の情報の収集</li> <li>9 消防広報の実施</li> </ol>
-----------	--

### 4 救助救出活動

救助救出活動は、次により行う。

救助救出活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急度及び重症度が高い傷病者救出の優先</li> <li>2 被害の拡大防止</li> <li>3 傷病者の救出</li> <li>4 現場仮救護所までの傷病者の搬送</li> <li>5 警戒区域の設定及び緊急的な避難措置の実施など、二次的に発生する被害の防止</li> </ol>
--------	---

### 5 救急活動

救急活動は、次により行う。

救急活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者のトリアージ（図1）</li> <li>2 救命活動の優先</li> <li>3 現場仮救護所における応急処置及び容態管理</li> <li>4 医療機関の収容状況把握</li> <li>5 医療機関への傷病者の搬送</li> <li>6 傷病者に関する情報収集及び現場指揮本部への報告</li> </ol>
------	--

### 6 現場広報

現場広報は、現場指揮本部が設置されている間、図2の様式により次の事項について行う。

現場広報事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態の概要</li> <li>2 現場での応急措置の概要</li> <li>3 その他必要な事項</li> </ol>
--------	--

### 第3節 大規模救助・救急事案に係る消防活動

大規模救助・救急事案に係る消防活動は、次により行うものとする。

#### 1 活動の原則

- (1) 事件等の緊急事態の規模及び様態に応じた部隊の選別を行う（表1）。
- (2) 指揮体制を確立し、事件等の緊急事態の把握と部隊を統括する。
- (3) 消防隊、救助隊、救急隊の集結場所及び活動拠点を早期に確保するとともに、消防・救助・救急・航空の各指揮部を設置する。
- (4) 搬送医療機関を多数選定するとともに、搬送手段を確保する。
- (5) 関係機関との合同指揮本部を設置し、連携と情報の共有化を図るとともに、役割分担を明確化する。

#### 2 活動・指揮体制（図1）

- (1) 警防規程に基づき、消防指揮部、救助指揮部、救急指揮部、航空指揮部の各指揮体制を確立する。
- (2) 現場最高指揮者は、各指揮部を統括し、総合的な活動方針を決定する。
- (3) 各指揮部の設置位置は、原則として現場最高指揮者がAVM等を活用し、消防・救助・救急・航空の各指揮部の設置位置を指定する。
- (4) 消防指揮部、救助指揮部、救急指揮部、航空指揮部の各指揮者は、各隊の指揮をとる。

#### 3 活動要領

消防本部、各指揮部、各隊の活動要領は、横浜市防災計画「都市災害対策編」消防局細部計画及び「大規模救助・救急事案に係る消防活動要領」によるものとする。

### 第4節 応援要請

消防本部長は、事件等の緊急事態の規模等の状況から判断して他都市の消防機関からの応援が必要と認める場合は、神奈川県内消防広域応援実施計画又は緊急消防援助隊等受援計画等に基づき、神奈川県知事に対して応援要請を行う。

#### 1 応援要請基準

事件等の緊急事態の活動において、消防力が劣勢のとき又は他の消防本部が保有する車両、資機材等の活用が必要と判断したとき。

#### 2 応援要請の区分及び種別

応援要請の区分及び種別は、次のとおりとする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づくもの
  - ア 神奈川県下に関するもの
    - (7) 神奈川県下消防相互応援協定
    - (4) 東名高速道路消防相互応援協定書
  - イ 隣接都県に関するもの
    - (7) 東京消防庁横浜市消防相互応援協定
    - (4) 東京湾消防相互応援協定

- (ウ) 東京消防庁横浜市川崎市千葉市航空機消防相互応援協定
- (2) 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援
- (3) 消防組織法第44条及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づくもの
  - ア 緊急消防援助隊
  - イ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

### 3 受援

神奈川県内消防広域応援実施計画及び緊急消防援助隊の受援要領等については、緊急消防援助隊等受援計画及び震災対策消防局細部計画に基づき対応する。

## 第5節 消防団活動計画

### 1 緊急事態対策消防団警戒本部等の設置

2号配備が発令された場合は、次により緊急事態対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）及び緊急事態対策消防分団警戒本部（以下「分団警戒本部」という。）を設置する。

#### (1) 団警戒本部

消防団本部に設置し、消防団長が団警戒本部長となり、消防警戒地区本部長（署長）と綿密な連携を保ち消防団の警戒活動を指揮統括する。

#### (2) 分団警戒本部

団警戒本部に準じて設置する。

#### (3) 消防団警戒本部等の組織及び事務分掌

団警戒本部及び分団警戒本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

区 分	組織（要員等）	事 務 分 掌
団 警 戒 本 部	消防団長 副団長 団長の指名者	1 団警戒本部の庶務に関すること。 2 消防警戒地区本部との連携に関すること。 3 資機材の確保、調達に関すること。 4 警戒広報の実施に関すること。
分団警戒本部	分 団 長 団長の指名者	

### 2 緊急事態対策消防団本部等の設置

3号配備以上が発令された場合は、次により緊急事態対策消防団本部（以下「団本部」という。）及び緊急事態対策消防分団本部（以下「分団本部」という。）を設置する。

#### (1) 団本部

消防団本部に設置し、消防団長が団本部長となり、消防地区本部長（署長）と綿密な連携を保ち消防団の応急活動を指揮統括する。

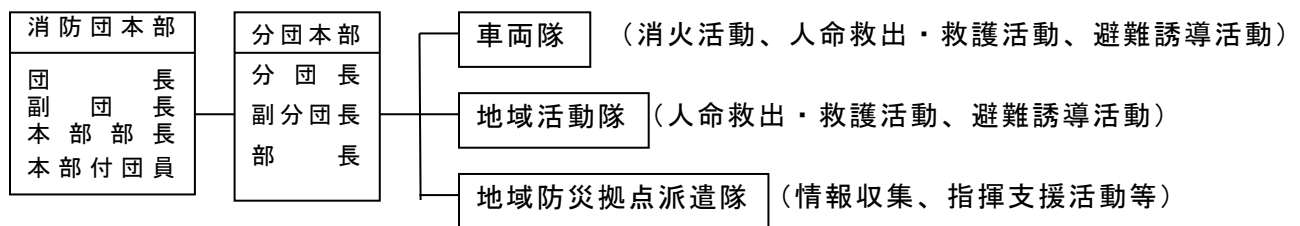
#### (2) 分団本部

団本部に準じて設置する。

#### (3) 消防団本部等の組織及び事務分掌

団本部及び分団本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

### 団本部及び分団本部の組織



### 団本部及び分団本部の事務分掌

団本部	消防団長 副 団 長 本 部 部 長 本 部 付 団 員	本 部 員	1 団本部の庶務に関する事。 2 消防地区本部との連携に関する事。 3 資機材の確保、調達に関する事。 4 消火活動に関する事。
分団本部	分 団 長 副 分 団 長 部 長	分 団 員	5 救助・救急活動に関する事。 6 避難誘導に関する事。 7 関係機関等への連絡に関する事。

## 3 消防団員の動員

消防団長は、2号配備以上が発令された場合、団員の動員を行う。

なお、各号配備の動員対象団員は、次のとおりとし、動員命令を受けた団員はあらかじめ定められた団本部、分団本部等に参集する。

配備体制	動 員 人 員
2号配備	分団長以上の団員及び団長の指名する者
3号配備	部長以上の団員及び団長の指名する者
4号配備	班長以上の団員及び団長の指名する者
5号配備	全団員

## 4 緊急事態応急活動

消防団の活動の基本は、次のとおりとする。

- (1) 車載無線機を活用し、地区本部等と災害現場の情報を相互に交換しながら、積極的に被害の状況等を把握し、消防団車両、消火、救助用資機材等を有効に活用して緊急活動を実施する。
- (2) 消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施する。
- (3) 活動範囲は、受持区域を優先する。

表1 救助・救急配備基準

配備区分	現場最高指揮者	被害予想
救助・救急配備第1	消防署長	事件等の緊急事態発生による傷病者が30人以上と予想される場合
救助・救急配備第2	警防部長	事件等の緊急事態発生による傷病者が50人以上と予想される場合
救助・救急配備第3	消防局長	事件等の緊急事態発生による傷病者が100人以上と予想される場合
救助・救急配備第4	消防局長	事件等の緊急事態発生による傷病者が200人以上と予想される場合

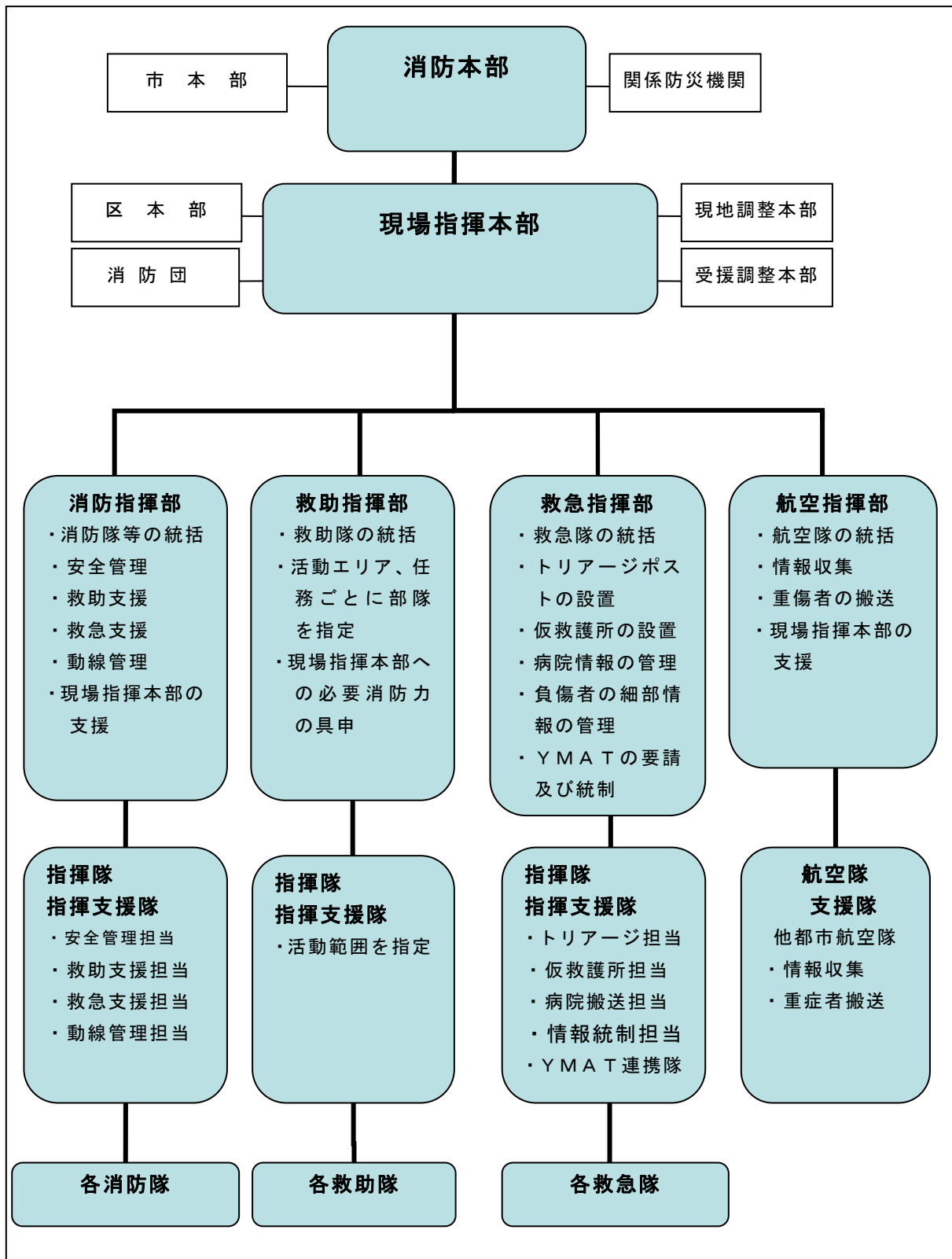
(注) 1 上席指揮者の出場

現場最高指揮者の上位の者は、事件等の緊急事態の種別、規模及び態様に応じて必要と認める場合に出場し、現場指揮をとることができる。

2 本表は、陸上における事件等の緊急事態発生時の配備基準を示す。

3 事件等の緊急事態の状況により必要な特装隊を増強出場させる。

図1 救助・救急第2出場時の指揮体制





## 第5章 救援救護計画

事件等の緊急事態により、人的被害が発生した場合の医療救護活動は、次により行う。

### 第1節 医療救護活動

#### 1 緊急事態発生時における指揮統制

##### (1) 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、事件等の緊急事態発生直後の混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されている。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、市本部医療調整チームは区本部医療調整班に対し、市本部運営チーム統括・情報班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができる。ただし、当該指示事項は速やかに市本部運営チーム統括班に報告しなければならない。

区本部医療調整班についても、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができるが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告しなければならない。

##### (2) 被害情報・医療情報の把握等

事件等の緊急事態による人的被害が大きい場合は、医療提供における需要（負傷者数）と供給（医療資源）のバランスが崩れる可能性があるため、医療資源の総力をもって対処する必要がある。

そのため、限られた医療資源を結集し、最も効果的な医療救護活動を展開するために、市本部医療調整チームを設置し、区本部医療調整班と連携した情報収集及び情報共有を行う。

##### ア 医療機関の応需情報等

原則として、病院の情報は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、横浜市救急医療情報システム（YMIS）や、電話、ファックス等により確認するほか、必要に応じて救急隊からも情報を得るなどして把握に努める。

##### イ 負傷者等の発生状況

市本部及び区本部に集まる被害情報等を入手するほか、医師会等からの情報提供や医療救護隊等からの状況報告を受け、負傷者等の発生状況等を把握する。

##### ウ 二次被害の危険等

医療救護活動の安全確保及び活動調整のため、二次被害の危険に関する情報、電話やインターネット等の通信状況、道路事情や移動可能手段等を把握する。

##### エ 不足医療資源等

医療活動に必要な医薬品や医療資器材の不足を把握するほか、医療機関の医療スタッフや、医療ニーズに応じた不足医療資源について把握する。

##### オ 被害情報等の評価

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班は、医療資源の過不足や負傷者の発生状況など、応急医療を実施するための各種情報を把握、分析、評価したうえで、医療救護体制を確立する。

また、他都市からの医療救護隊、他自治体応援保健職員等の受入調整を行うとともに、必要な地域に適宜、他都市医療救護隊等を派遣する。

なお、市本部医療調整チームと区本部医療調整班は緊密に連携のうえ、区内で行われる医療救護活動は区本部医療調整班が指揮統制する。災害拠点病院の運用、区を越えた応援派遣調整、他都市からの医療救護隊の受入投入調整等、市域全体に及ぶ事項については市本部医療調整チームが所管する。

**(3) 市災害医療アドバイザーの要請等**

市本部医療調整チームは、被害の状況から必要と認めた場合は、市災害医療アドバイザーの参集等を要請する。市災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言や医療機関の医師との調整等に従事する。

**(4) 災害医療連絡会議の開催**

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班は、被害の状況から必要と認めた場合は、市及び区災害医療連絡会議を開催し、緊急事態発生現場における医療提供状況、医療機関における診療状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの活動に反映させる。

**(5) 神奈川県との連携**

市本部医療調整チームは、必要に応じて、神奈川県庁に業務調整員を派遣し、業務連携に努めるほか、神奈川県DMA T統括調整本部と連携し、DMA Tや他都市医療救護隊の円滑な受入れ等にあたる。また、ドクターヘリの活用等が必要になった場合は調整を図る。

**2 医療救護活動****(1) 仮設救護所の設置**

区本部医療調整班は、医療救護活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、緊急事態発生現場、避難所等に仮設救護所を設置する。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告する。

**(2) 医療チーム等の要請****ア 横浜救急医療チーム（YMAT）の要請**

市本部医療調整チームは、緊急事態発生現場において複数の重症者や多数の傷病者が発生し、又は発生が予想され、若しくは緊急に現場医療活動が必要と判断した場合は、横浜救急医療チーム（YMAT）協定締結医療機関に対して、YMATの出動を要請する。

**イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請**

市本部医療調整チームは、市内医療機関の応需体制の強化を図るべきと判断した場合は、神奈川県知事に対して、DMATの出動及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用を要請する。

**ウ 日本赤十字社救護班の要請**

市本部医療調整チームは、医療救護活動の強化のため、日本赤十字社神奈川県支部救護班の活動が必要と判断した場合は、日本赤十字社神奈川県支部長に対して、日本赤十字社神奈川県支部による救護班の出動を要請する。

**エ 横浜市医師会救護隊の要請**

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請する。

市本部医療調整チームは、区本部医療調整班から要請を受けた場合又は被害の状況から必要と判断した場合は、横浜市医師会に対して救護隊の派遣を要請する。

項目	区医師会救護隊支部救護班編成基準	救護班の編成数
横浜市医師会による救護隊	班長以下2人程度の医師をもって編成。必要に応じて補助員を編入する。	区医師会救護隊支部による

**(3) 医療救護隊の要請等****ア 医療救護隊の要請**

市本部医療調整チームは、事件等の緊急事態に伴う避難所等が設置され、医療救護隊による巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会、横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請する。また、区本部医療調整班は、区医師会等と調整のうえ、必要に応じて登録看護職への協力を要請する。

**イ 医療救護隊の構成**

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本とするが、職種や人数にこだわらず、被害の状況等に応じて臨機応変に構成する。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員（※2）
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

※2 業務調整員は、市職員をもって充てる。

**3 医薬品等の備蓄及び調達等**

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用する。これらが不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市医療調整チームが各区が指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請する。

**第2節 保健衛生活動****1 市本部の活動**

被害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、市本部各局に配属されている保健師等を市本部医療調整チームの指揮下に集約する。また、集約した保健師等によって被害区等の保健活動の支援・調整が出来るよう、統括保健師を置く。

事件等の緊急事態発生直後から迅速に被害者支援の保健活動を開始するため、市本部医療調整チームは必要に応じ、市本部運営チーム統括班を介することなく、厚生労働省による他自治体保健師等職員の応援幹旋について要請を行う。その際、統括保健師は、厚生労働省保健指導室との連絡調整、他自治体応援保健師等の受入調整、区本部保健活動グループの活動調整等を行う。

**2 区本部の活動**

被害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施する。ただし、緊急を要する場合については、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもある。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行う。

### 第3節 こころのケア対策

事件等の緊急事態において、多数の市民が死傷したり、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられる。本市は関係機関等とも相互に協力して、市民等の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図る。

#### 1 情報の提供

応急対策の実施により、事件等の緊急事態の收拾が図られた後は、市民の安心を図るために今後の対応などの情報を、順次、市民へ情報提供する。

特に、事件等の緊急事態後の被災者は、様々なところとからだの変化を体験し、不安な気持ちが増大することから、この不安な気持ちを柔らげ、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発症を予防するためにも、適切な時期に適切な情報を提供することが重要である。また、この情報提供は、被害者本人はもちろん、家族、治療を行う医療関係者、職場、近隣住民等、被害者を取り巻く様々な人々に行われる必要がある。

#### 2 被害者への支援等

##### (1) 早期介入の重要性

事件等の緊急事態は突然起こり、予想もしないものであり、支援の時期が遅れると、住民は不安、混乱の中に取り残されることから、早急な対応が必要とされる。

従って、激しい衝撃を受けるような事件等の緊急事態においては、早期介入が重要であり、かなり早い段階からの「こころのケア」が求められる。

##### (2) 「こころのケア」の実施

市・区本部長は、事件等の緊急事態の発生にともなう被害者等の心身の健康不安解消のため、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

###### ア 区役所の対応

事件等の緊急事態が発生した場合、市民が「こころのケア」について自ら支援を求めてくることは少ないといわれていることから、必要に応じて、関係区は迅速かつ適切に巡回訪問や相談活動等を行い、市民のこころの不安を軽減し、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症予防等を図るものとする。

区役所が巡回訪問や窓口相談を行う場合には、「こころのケア」を必要とする市民を見極めて、適切に対応していく。

###### イ 健康福祉局こころの健康相談センターの対応

こころの健康相談センターは、区役所に対して、「こころのケア」に関する技術的な支援や協力、職員への研修等を行う。

#### 3 平常時からの準備

##### (1) 区役所

区役所は、事前に「こころのケア」の対応を想定しておくとともに、平常時から、区職員に対して「こころのケア」についての教育研修を図り、市民に対しては「こころのケア」についての普及啓発を行う。

また、市民・支援者とともに、地域ネットワークを事件等の緊急事態にも活用できるよう、平常時から情報を共有化し、検討の材料として地域と話しあい、連携していく。

**(2) 支援者**

「二次的被災者」とも呼ばれる支援者は、深刻で衝撃的な話を聴くこと自体が精神的な打撃となるため、平常時から知識の習得を積極的に行い、支援者自らの発症予防につとめる。

**第4節 行方不明者の救出と遺体の取扱い**

事件等の緊急事態の発生により、行方不明者や死者が多数発生し、通常の体制で対応できない場合は、警察等関係機関と協力して、次により行方不明者の救出及び遺体の取扱いを行う。

**1 行方不明者の捜索及び救出**

市本部長は、事件等の緊急事態発生時において、被害状況等から判断して必要があると認めた場合、行方不明者の捜索及び救出を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施する。

**2 救出活動の実施**

市本部長及び区本部長は、行方不明者を捜索し、救出するため、迅速に必要な人員、車両、舟艇、重機等を投入し、救出活動に万全を期する。

**(1) 対象者**

事件等の緊急事態発生のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

**(2) 届出の受理**

ア 区本部長は、救出が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

イ 区本部長は、消防署、警察署等に職員（情報班）を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

**(3) 救出活動**

行方不明者の捜索、救出活動は、関係各局、区本部、消防部、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。

**(4) 後方活動**

ア 区本部長は、関係機関等の協力を得て、救出活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行う。

イ 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を要請する。

ウ 市本部各局局長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を的確に把握し、状況に応じて所管する各種協定等に基づく協力の要請を行い、後方活動を支援する。

エ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努める。

### 3 遺体の取扱い

事件等の緊急事態による多数死者発生時については、遺体取扱チームによる方針決定等を行う。

#### (1) 遺体の取扱い

##### ア 遺体の発見

区本部長及び警察は、事件等の緊急事態現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。

##### イ 遺体の検視・調査等

警察は、遺体の検視・調査等を行う。

##### ウ 遺体の納棺等

(7) 区本部長は、捜索により発見された遺体を遺体安置場所に運び込む。

(4) 区本部長は、「遺体取扱票」及び「火・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺にはり付ける。

##### エ 身元確認

区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

##### オ 遺体の引渡し

(7) 警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。

なお、身元の確認ができない場合は、区本部長に引き渡す。

(4) 区本部長は、警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

カ 区本部長は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。

##### キ 火・埋葬許可証の発行

区本部長は、火・埋葬許可証を発行する。

#### (2) 遺体安置所の設置

##### ア 遺体安置所の選定

区本部長は、遺体安置所の開設については、各区スポーツセンターなどの公共施設をあらかじめ指定する。

##### イ 遺体安置所の開設

区本部長は、市本部長と調整し、警察と協議のうえ、遺体安置所を開設する。開設に際しては、開設要員の派遣及び必要な資機材を確保する。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等による対応時については、疫学調査結果に基づいて健康福祉局の指示により開設する。

#### (3) 火葬

##### ア 実施体制

(7) 健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、区本部、遺族から搬送された遺体の火葬を行う。

(4) 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、霊柩自動車による輸送を要請する。

##### イ 火葬場

(7) 健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、速やかに斎場等の稼動状況を点検し、その機能の確保、維持を図る。

(4) 健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、斎場等の運転に必要な燃料等に不足を生じないように、必要な燃料等を確保する。

## (ウ) 火葬場

区分	名称	所在地	炉基数	災害時最大可能件数 (体/日)
市 営	久保山斎場	西区元久保町3-1	12基	72
	南部斎場	金沢区みず木町1	10基	60
	北部斎場	緑区長津田町5125番地1	16基	96
	戸塚斎場	戸塚区鳥が丘10-5	6基	36
民 営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町2-418	8基	60

## ウ 焼骨の仮収蔵場所

名称	所在地
久保山墓地	西区元久保町3-24
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町20-6
日野公園墓地	港南区日野中央1-13-1
根岸外国人墓地	中区仲尾台7-1
久保山霊堂	西区元久保町1-1

(注) 上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議を行う。

## エ 他都市・関係業者との連携

健康福祉局長は、本市内において、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣都県下の市との広域応援協定等に基づき火葬協力を依頼する。

**第5節 関係機関等との連携****1 協力要請の基準**

事件等の緊急事態が発生した場合、その規模や被害状況等から、警察機関等の協力が必要と認められる場合は、関係法令及び相互応援協定等により、速やかに協力を要請する。

**2 神奈川県警察との連携**

市本部は、事件等の緊急事態の発生した場合又は発生するおそれがある場合に、人命及び財産を事件等の緊急事態から保護し、社会公共の秩序を維持することが極めて重要であると認める場合、神奈川県警察との連携を図るとともに必要に応じて協力を要請するものとする。

**(1) 協力要請方法**

事件等の緊急事態が発生した場合において、発生場所が区域内に限定されるような場合は、原則として区本部長から当該地域を管轄する警察署に要請する。また、市内広域に広がる場合は総務局危機管理室から神奈川県警察本部に協力要請する。

**(2) 要請事項**

事件等の緊急事態の発生状況に応じて、被害者の救出、捜索、交通規制など、具体的な要請事項を示して協力要請する。

## 第6章 避難と受入れ

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を事件等の緊急事態から守るため、次により安全かつ迅速に避難の措置等を実施する。

### 第1節 避難計画

事件等の緊急事態が発生した場合において、差し迫った危険から市民の生命及び身体を保護し、その他事件等の緊急事態の拡大を防止するため、避難、危険な場所への立入制限、屋内への退避及び外出の自粛等の必要があると認める場合は、次により避難の措置等を行う。

また、他機関が所定の法令に基づき避難等の措置を行う場合は、市職員はその避難等の措置が円滑に実施されるよう協力する。

#### 1 避難の措置等

##### (1) 避難の措置等の基準

避難の措置等は、次のような状況が認められる場合を基準として実施する。

ア 事件等の緊急事態により、住民、滞在者その他の者（以下、本章において「住民等」という。）に生命の危険が及ぶと認められる場合

イ その他、事件等の緊急事態の状況により市長等が必要と認める場合

##### (2) 避難の措置等の実施者

避難の措置等の実施は、避難等を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施するものとする。

##### (3) 避難の措置等の内容

避難の措置等を実施する場合は、住民等に対しできる限り次の事項を明示し、安全かつ迅速な避難等を促す。

伝達する事項	1 避難等を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等） 2 避難等の対象地域 3 避難先とその場所 4 避難を要する場合はその経路 5 注意事項
--------	---

##### (4) 避難の措置等の伝達

避難の措置等を実施する際は、当該区域の住民等に対して、広報車、ハンドマイク、市ホームページ、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報及びSNS（ソーシャルネットワークサービス）等により、その内容を伝達するとともに、被災施設の管理者、責任者、自主防災組織等の協力を得て、住民等への徹底を図る。

##### (5) 報告等

ア 区長（区本部長）が避難の措置等を実施した場合

区長（区本部長）は、避難の措置等を実施したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告する（終了したときも同様に報告する。）。

なお、避難等の情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加する。



報告事項	1 避難の措置等の実施日時
	2 避難等の対象地域
	3 避難等対象世帯数及び人員数
	4 収容対象施設（学校名、所在地等）
	5 その他必要な事項

イ 市長（市本部長）が避難の措置等を実施した場合

市本部長が、複数の区にまたがるような広域的な避難の措置等を実施した場合は、関係各局長及び区本部長に対し、次の事項を無線ファクシミリ、有線ファクシミリ、本部会議等により速やかに通報する。

報告事項	1 避難の措置等の実施日時
	2 避難等の対象地域
	3 その他必要な事項

ウ 関係機関等への連絡

避難の措置等を実施したときは、市長（市本部長）は、県警察本部等の関係機関に対し必要に応じて情報提供する。

また、区長（区本部長）は、所轄警察署に対し、それぞれその内容を必要に応じて情報提供する。

エ 各避難場所の活動報告

区長（区本部長）は、開設した避難場所での活動を、市長（市本部長）の指示に基づいて報告する。

(6) 避難の措置等の終了

市長（市本部長）又は区長（区本部長）は、避難の措置等を終了した場合は、直ちにその旨を当該区域の住民等へ伝達する。

## 2 避難場所での受入れ

(1) 避難場所の受入体制

区長（区本部長）は、避難の措置等を行い、避難場所を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに施設管理者に通知をする。

(2) 避難人員等の掌握

区長（区本部長）は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長（市本部長）に報告する。

## 3 避難誘導

区長（区本部長）は、避難誘導について、次の事項に留意して実施する。

- (1) 消防、警察等の関係機関等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど事故防止に努める。
- (3) 避難誘導を行う際には、要援護者に配慮して行う。

## 4 危険な場所への立入りの制限

事件等の緊急事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、危険な場所への立入りの制限を促す。

### 第2節 被災者の受入れ

事件等の緊急事態により現に被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次により学校その他の公共施設へ受け入れ、及び保護する。

#### 1 被災者の受入れ

##### (1) 受入対象者

受入対象者は、住家を失い、又は被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者とする。

##### (2) 受入施設

受入施設は、学校施設又はその他の公共施設とする。

なお、学校施設を受入施設とする場合は、原則として地域防災拠点として指定している市立学校を活用する。

##### (3) 受入割当て

受入れに当たり、区長は、被災者の居住地域を勘案して適切な割当てを行うものとする。

##### (4) 受入期間

受入期間は、避難者の住宅を復旧、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。ただし、教育施設等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

#### 2 避難施設の維持管理

区長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等避難施設の維持管理について、関係局に必要な協力を求めるものとする。

#### 3 報告等

区長は、受入施設の開設時期、避難世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告する。

## 第7章 社会公共施設における対策

本章でいう社会公共施設とは、本市が設置する社会福祉施設、病院施設、公園及び会館等不特定多数の市民等が利用する公共的施設等をいう。

これらの施設は、社会的、身体的弱者を対象とする施設又は多数の人員を収容する施設等であり、事件等の緊急事態発生時等においては、施設の置かれた状況に十分留意し、適切な対応を図ることが必要である。

本章では、これらの施設及び所管局における事件等の緊急事態に備えた基本的な対応について定めるものとし、この計画に基づく各局、施設及び関係機関等における具体的な諸活動は、各局等の細部計画等によるものとする。

また、社会公共施設を除く市内の関係施設においても、本計画で定めるところに準じ、それぞれ適切な対策の実施に努める。

### 第1節 基本的事項

社会公共施設及び施設を所管する各区局並びに区役所、消防署等の関係区局、機関は、相互に緊密な連携をとるとともに、事件等の緊急事態の発生等に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。

また、社会公共施設の特異性を考慮し、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、指示の徹底、被害状況等の報告等、事件等の緊急事態等の発生状況に即した最も適切な対応の実施を、効果的かつ速やかに行う。

### 第2節 緊急活動

#### 1 所管区局の活動

社会公共施設を所管する各区局は、事件等の緊急事態に関する情報について、所管施設に伝達するとともに、施設の特異性を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

##### (1) 所管区局

これらの施設を所管する各区局は、事件等の緊急事態に関する情報等について関係施設に伝達するとともに、施設の特異性を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

##### (2) 所管施設に被害が発生した場合の情報受伝達

各区局は、所管施設に被害が発生した場合、総務局危機管理室に速やかに報告する。

通報連絡先	総務局危機管理室 TEL671-2064
-------	-------------------------

#### 2 社会公共施設の活動

社会公共施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における地象、水象等の異変等に十分注意し、所管区局、関係区局等に対し、必要な連絡報告等緊密な連携に努める。

特に、社会的、身体的弱者を対象とする福祉施設等においては、事件等の緊急事態発生時における避難、誘導及び保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を定めておくとともに、事件等の緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、

施設の実情に即して時機を失することなく、適切な対応を実施する。

また、緊急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局並びに所轄区役所（区本部）に対し報告を行い、必要な措置等の指示を受ける。

### 3 関係各区局、関係機関等の活動

社会公共施設の存する地域の区役所、所管区局を除く関係業務を所掌する局及びその出先機関、関係機関等（所轄警察署等）は、それぞれの所掌業務に応じて、社会公共施設等の実情に即した適切な対応を図る。

なお、区役所（区本部）は、事件等の緊急事態に係る被害等の区内における最終取りまとめ機関となるため、事件等の緊急事態に関する情報及び被害状況の収集に関しては、関係施設等と密接な連携を保ち正確な情報の把握に努める。

#### 第3節 施設等が避難場所に指定された場合の対応

施設管理者は、施設等が本計画による避難場所に指定された場合、避難者の受入体制、区本部等関係機関との連携等緊急時における施設利用について、施設の所管区局と協議の上、十分な対応を図る。